

令和5年度

南三陸町議会会議録

12月会議	12月	5日	開	会
	12月	8日	散	会

南三陸町議会

令和5年12月5日（火曜日）

令和5年度南三陸町議会12月会議会議録

（第1日目）

令和5年度南三陸町議会12月会議会議録第1号

令和5年12月5日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	仁君
副町	長	三浦	浩君
総務課	長	千葉	啓君
企画課	長	岩淵	武久君
行政管理課	長	菅原	義明君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教 育 長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 正文
主 事	小野 真里

議事日程 第1号

令和5年12月5日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 議会運営委員の選任について
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

今日から12月会議の開催となります。円滑な運営に御協力よろしくお願いたします。

なお、規則、ルールにのっとり活発な発言を期待しております。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、令和5年度南三陸町議会12月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から12月会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

11月22日に、各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果について各常任委員長から議長に、委員長及び副委員長の選任の報告がありました。

総務産業建設常任委員長に佐藤正明君、副委員長に須藤清孝君。

民生教育防災常任委員長に村岡賢一君、副委員長に後藤伸太郎君。

議会広報常任委員長に後藤伸太郎君、副委員長に須藤清孝君が選任されました。

議会休会中の動向、町長から、付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり、陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、御手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、阿部司君、後藤伸太郎君、佐藤雄一君、伊藤俊君、須藤清孝君、及川幸子君、以上6名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査報告については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。総務産業建設常任委員長、佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 総務産業建設常任委員会は、11月22日、正副委員長の互選を行いました。

また、その後の所管事務調査の協議を行い、第1次産業についてを調査検討することといたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長、村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） 民生教育防災常任委員会では、11月22日、委員会を開催いたしております。

調査については、正副委員長の互選を行い、また、今後の所管事務調査の協議を行いました。所管事務調査の調査事件等については、引き続き協議検討することとなりました。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長、後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会広報です。

議会だより第71号にて、9月定例会の内容を町民の皆様にお知らせしたところであります。

また、今12月定例会の内容もホームページにて掲載しておりますので、御覧いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会運営委員会です。

9月会議の議会運営、それから今12月会議の議会運営について、調査、検討協議を行ったところでございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

議会活性化特別委員会といたしましては、9月に、来年2月開催予定の住民と議会の懇談会について、議会へのタブレット端末の導入について、以上2件調査してまいりました。

これで報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。

次に、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長の報告、説明を許可します。町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会では、9月14日に不正流用により生じた損害に係る町の対応及び再発防止等の取組の状況についてを調査いたしました。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和5年度南三陸町議会12月会議の開会に当たりまして、9月会議以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、第53回仙台広告賞表彰式について御報告を申し上げます。

令和4年10月の道の駅開業及び復興事業の集大成を広く周知するため、町が実施した「感謝と希望 南三陸町は新たなステージへ」の広告特集記事が、新聞部門で金賞を受賞したことに伴い、表彰式に出席いたしました。

この仙台広告賞は歴史も古く、1970年、昭和45年から続いており、目的、主張が明確で理解、共感を呼び、アイデア、独創性などが審査の基準となっております。

広告に対する審査員の講評は、ぱっと見て希望を感じる、掲載されている写真から南三陸町の人々の明るさと前向きさが伝わってくる。南三陸町が新たな拠点を持ち、力強く歩んでいく姿が伝わる、よくつくり込まれた広告であると御高評をいただきました。

今回の仙台広告賞金賞の受賞を契機に、引き続き南三陸町の魅力を余すことなく、町内外へ発信をしてまいりたいと思います。

次に土屋復興大臣、高木復興副大臣視察について御報告を申し上げます。

大臣就任後、初となる被災地訪問が10月4日に行われました。さんさん商店街、震災復興祈念公園、南三陸311メモリアルを視察されました。

土屋復興大臣からのリクエストもあり、福祉、観光、農業の各分野において町内で活躍している女性3名と昼食をとりながら、意見交換会が行われ、震災後から現在に至るまでの苦労や努力、これからの地域全体の活性化に関する取組、南三陸食材のすばらしさなどをお伝えいたしました。

大臣からは、女性のパワーが復興にはすごく重要であり、前向きに頑張っている方々に対し、一生懸命支援をしていきたいと、お話がございました。本町といたしましても、引き続き継続的な支援を国、県に要望してまいりたいと思います。

次に、台湾交流事業について御報告を申し上げます。

東日本大震災発災後から、数多く御支援をいただきました台湾の方々へ、ハード面における復興事業の完遂報告と心からの感謝を伝えに、11月5日から11日まで訪問してまいりました。

南三陸病院建設の際に、多額の寄附をいただきました中華民国紅十字会の訪問では、王会長に、被災者個人に義援金の配付を実施した台湾佛教慈濟慈善事業基金会では、上人様に感謝状を手渡しました。そのほか、中華民国工商協進会、日本台湾交流協会台北及び高雄事務所を訪問した際は、復興状況、本町が進めている台湾交流の取組状況を説明した後、今後の誘致促進の協力を依頼してまいりました。

台南市内の国立成功大学及び嘉義市内の嘉義高級中学校では、防災講演を実施いたしました。6日から行われた南三陸高等学校と台湾の高級中学校との交流の場であります日台若者世代交流事業にも同行し、嘉義高級中学校、竹崎高級中学校への訪問をはじめ、生徒たちが宿泊した民泊の対面式にも参加し、交流を深めてまいりました。

事業に参加した生徒たちは、国際社会における見聞を広め、自らがこれから進む未来への糧となったと思われまます。

本町の台湾交流事業については、これまで、台湾から本町にお越しをいただく交流でしたが、今後は、相互交流を軸に展開し、これまで以上に関係する方々に、報恩、所得の心を持って接してまいりたいと思います。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの町長の口頭による行政報告に対し、特段に疑義をただすための発言であればこれを許します。（「なし」の声あり）

ないようでありますので……、特段に疑義をただす発言ですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。

まず、1点目の仙台広告賞表彰式、これはすばらしい成果と思われます。それで、新しい企画という、新しい感性が入った広告というものに捉えていけば、大変職員の皆さんの御努力があったものと評価いたします。

次は、それはそれとして。

○議長（星 喜美男君） あなたの感想を言う場ではないですからね。

○8番（及川幸子君） はい。しかし、このような賞を取ったということは、ここで評価したいと思います。

次に、台湾交流事業なんですけれども、1週間という長い期間行ってこられたわけなんですけれども、高校の子供たちは6日から、そして執行部のほうは5日から行ってきました。1週間という期間は長かったんですけれども、その間の支障、そういうものに差支えがなかったのか。

それと、公費を全額公費、子供たちも志津川高校の子供たちも町費で行ったのか、それは別なのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 支障って、何が支障だかちょっとどういう意味であるのか、お話しちょっと理解できかねますので、改めてお願いしたいと思います。

子供たち10人行きましたが、5人については町の予算、残りの5人については国際交流会の予算ということで行ってまいりました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） その中で、1日早く執行部の人たちが5日から行ったということなんですけれども、5日は日曜日でしたけれども、日曜日に出かけたという、その旅費の扱いはどうするのか。

それと、5人の子供たちと、10人のうち5人、5人とすみ分けがあったようなんですけれども、その5人の選考の仕方ですね。5人、5人の子供たちの選考の仕方は高校に任せたのか、こちらでもそれをどのような選考基準でいったのか、その辺。あと、総額で幾らかかったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 子供たちの選抜、私から子供たちの選抜についてお話ししますが、個々に公募をしました。5人ということで公募をしました。子供たち11人応募をいたしました。

したがって、ふるい落とすのもお気の毒ということもございましたが、その中で1人が行かないと、行けないということになりましたので、せっかくですので5人と、それから合わせて5人、10人全員、手を挙げた子供たち全員を連れていこうということで、10人を連れていったということになります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

前段の1点目の話にありました、なぜ日曜日に行ったかというふうな部分でございますけれども、理由に関しましては、月曜日の午前中に台湾の紅十字舎とのアポイントを取っておりましたので、月曜日の午前中しか会えないというふうなことだったものですから、日曜日の午後に日本をたったということでございます。

旅費の扱いにつきましては、平日だろうが日曜日だろうが、それは関係がないところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ということは、旅費の扱いについては、日曜日から出かけたので日曜日から旅費が出たということよろしいですか。日曜日に出かけたんですよね。そうすると、日曜日から旅費が発生するわけですね。そうですね。朝つくために、朝の出席ということで。

高校の5人、5人なんですけれども、今後ともそういうことは、今年1年だけで続けてやっていくという方向なのか、町にとっても交流でつながりが必要なので、必要だと思う、私的には思いますけれども、今後はそういうことを続けてやっていくのかどうかお伺いしています。

それから、総額で幾らかかったのかという件もお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 特別に疑義をただす発言とも到底思えないんですが、先ほど、私行政報告でお話ししたように、今後相互交流をするということでお話をしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 事業の総額ということでしたので、町側で行った5名に関する事業費については、ちょっと細かいところまではあれなんですけど、約190万円ほどになります。

これはあくまでも割る5ということではなくて、その他移動にかかる分など全て含みの事業

費になります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1ページが一番下の段です。

予定価格1,942万2,000円、令和4年度普通河川折立川河川の災害復旧工事ですね。予定価格が1,942万2,000円なんですけれども、最高額が1,890万円、最低額1,890万円、最高額と最低額、単純に考えるとなぜ同じ数字なのかということです。

そして、大企建設東北営業所、この4者のうちで同じ額になった、私は建設が不得意なので、こうなったという理由が分からないんですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

それから、3ページが一番上、令和4年度林道滝浜線災害復旧工事で入札予定価格228万4,000円で、最高額260万円、最低額220万円、ここが8万4,000円ですか、予定価格と差があります。これ、2回やっております。2回やっておりますけれども、その最低額220万円は2回目の額だと思いますけれども、この260万円と220万円は2回目の入札結果と見ていいのかどうか。

それから、その下なんですけれども、林道沢内線災害復旧工事、予定価格551万4,000円で、最高額560万1,000円、そうですね、561万円。最低額550万円。2者なんですけれども、1万4,000円しか最低額と予定価格が差がないんです。同じ人たちが2者ずつで交互にやっています。その下が林道万太郎線っていうんですかね、読み方、そう読むんだかどうか私も分からないんですけれども、万太郎線2路線災害復旧工事、上の分と2者、2者で何か交代にやっているような嫌いもするんです。というのは、予定価格と最低額の差がそうないんですよ。そういう中で、2者でやって2者交替でやっているような嫌いが見えるんですけれども、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） それでは、入札執行した者として申し上げたいと思います。

一つ目の折立川ですね、なぜ最高と最低が同じかという御質問でございました。御覧になってお分かりいただくかと思いますが、4者入札に参加しておりましたけれども、このうち契約になりました大企建設以外の3者については、失格ということになりました。失格の理由については、最低制限価格を設けておりましたので、最低制限価格を下回る入札であ

ったために失格ということで、結果的にこの大企建設が1者で受注をしたということですので、最高と最低が同額というふうなことになってございます。

それから2つ目の、3ページ、滝浜線の災害復旧工事でございますけれども、最高、最低とも2回目の数字かということでございましたが、これは最高については1回目の入札の数字でございます。当然最高額ですので、2回目に入る前に、1回目の最低額がこの金額でございましたけれども、予定価格に届いておりませんということでアナウンスをいたしますので、当然、そのアナウンスよりも、2回目ですから高く入れる業者様なからうということになります。したがって、2回目最低額は、2回目の当然ながら、数字ということになります。

それから、滝浜線、失礼しました、その下ですね、沢内線と万太郎線ですね、業者が同じで、それぞれ取っているように見えるというふうなお話でございましたけれども、これは結果的に入札の結果がこうなったということでございまして、実際入札に、これは指名競争入札でございましたので、入札にはもっと多くの指名をさせていただいております。その中で、それぞれ応札したいというところが、ここであって応札の結果入札の結果がこうだったということですので、それ以上でも以下でもないというふうなものというふうに御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにはございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 議会運営委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、南三陸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、阿部司君、高橋尚勝君、須藤清孝君、後藤伸太郎君、佐藤正明君、村岡賢一君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいまの指名どおり選任することに決定いたしました。

日程第5 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番、阿部司君。質問件名、1、農地の「地域計画」策定の進め方について。2、障害者への「合理的配慮」義務化の対応について。以上2件について阿部司君の登壇発言を許します。2番阿部司君。

〔2番 阿部 司君 登壇〕

○2番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま議長より、登壇して質疑、発言する許可を得ました。これより一般質問をさせていただきます。

本件、今日、2件質問を用意しております。

1件目の質問でございますが、質問の件名は、農地の地域計画策定の進め方についてということでございます。質問の相手方は町長とさせていただきます。

内容につきましては、人口減少や高齢化の進展により、農業者の減少、耕作放棄地の拡大が進み、地域社会の不安要素の一つとなっている。こうした状況を鑑み、当町では、さきに地域計画策定に向け営農意向調査が行われているが、現段階の進捗状況と当事業に関わる以下の諸課題にどう対応するのかを伺います。

1点目、当町における営農意向調査の結果等、課題対応について。

2点目、当事業の進行スケジュールについて。

3点目、当事業の対象外地域への今後の取扱いについて、以上3点、よろしくお願い申し上げます。

自席で対処させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは阿部司議員の1件目の御質問です。

農地の地域計画策定の進め方についてお答えをさせていただきますが、3点の御質問については関連がありますので、一括してお答えをさせていただきますので、御了解をいただきたいと思えます。

初めに、地域計画についてであります。御承知のとおり、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして、全ての市町村は、令和6年度末までに、地域計画の策定及び目標地図の作成が義務づけられております。

本町では、地域計画策定に向け、農地を所有している2,348世帯に対し、本年7月に営農意向調査を実施いたしました。そのうち回答があったのは516件で、回答率は約22%となっております。

調査では、後継者の有無や、今後10年間で自らの農業経営をどのようにしたいかという意向などを確認をいたしました。約78%の方が後継者がいないと回答をしております。10年後の農業経営についても、約54%の方が離農、いわゆる農業を離れるということです。そして、約32%の方が現状以上維持ということで回答をいただいております。

全国的な問題ではありますが、地域の農業を維持、発展させていくことは大変難しい状況であると感じております。

なお地域の農業に必要な取組に対する回答では、新規就農者の確保と鳥獣被害対策が上位を占めていることから、関係機関と協力しながら、引き続き、新規就農者の確保や支援、鳥獣被害対策の取組などを実施してまいりたいと考えております。

次に、現時点における進行スケジュールについてであります。本町では、町内を4つの地域に分けて計画を策定することとしております。今年度中には、それぞれの地域に対応する計画の素案作成を目標としております。

特に入谷地区については、宮城県の支援事業である地域計画策定推進モデル地区に指定され、これまでワークショップを2回開催しております。ワークショップには、入谷地区で中心的な担い手となっている農家が参加をいたしました。同地区における10年後の農業について、活発な意見交換がなされております。

今後、他の3地区においても、農家の方々の意見を聞きながら計画の策定に取り組んでまいりたいと思います。

なお、議員御質問の対象外地域の取扱いについてであります。地域計画は、町内全ての農地に対して、一筆ごとに耕作者等を明確化し、目標地図を作成しますので、対象外となる地域はないというふうな認識でおります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。一応、回答で概略的なことは分かりましたが、一つ一つ確認の意味を込めて質問させていただきます。

一応課題が、担い手がないというふうな、全国的な傾向なんでしょうけれども、78%ぐらいは担い手がいませんと、大変大きな問題でございます。

それで、そういう状況でありながらも、これからどういうふうに地区計画を進めていくかというのは、当然これからの課題になるわけでございますが、その上で、こういうふうなポイントで、こういうふうな重点を持って進めていきますというふうな何か項目はあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、前段としてお話ししますが、今後いろいろな各種補助事業、これを取得していくということについては、地域計画を策定しているということが大前提になりますので、この計画は策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） おはようございます。

ポイント、特に重要な部分は、今お話あったとおり、やはり担い手さん、実際に農地を担う方々が町内のどこの農地を誰がやるのかというものを見える化していくというのが、この地域計画の重点的な部分でございますので、皆様の御意見を聞きながらそういう部分を明確化していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 担い手を確保する大変重要なことでありまして、この地区計画には農地の一筆ごとの誰が耕作していくか、10年先、これから10年の10年になると思うんですけども、それがこれからの作業になるんでしょうけれども、その担い手の、これから10年後を考えて進める上で、やはり一緒に考えていかなくちゃならないのが、どういうふうにしたら担い手が増えてくるのか、拡大するのか、そういうのが現実の課題ではなかろうかなど。

今まで農業をやっていて、だんだん減少してきたというのは、その背景というのは、やはり後継者がいないというのは事実なんだろうけれども、後継者がいない理由は収入にならないから、農業が収入にならないからが大きな要因だと思います。何も農業だけが年取ったわけではございませんので、全産業が皆同じように時間が進んだんですが、担い手がない、最終的には高齢化ですということになろうかと思えます。

その上で、やはり考えていかなくちゃならないのは、当南三陸町という我が町は、どういうふうな農業情勢になっているのか。まずもって農業をする上での項目というのを、分野というものを考えていかなくちゃならないと思うんですね。農地がどのぐらいあって、どのぐらい作付しているか。それ、お分かりですか。おおよそでいいです。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） ちょっと前になりますけれども、令和2年のセンサスがございまして、田んぼの面積は約400ヘクタール、畑も約420ヘクタールという調査になっております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

南三陸町は1,506ヘクタールの水田、それから畑地両方含めて面積があると思うんですね。その中で、実際に作付している面積というのは、畑が1,041ヘクタールに対して228.9ヘクタールなんですね。実際は21.9%なんですよ。作付比率からいうと。現段階でね。それから、水稲、いわゆる田んぼですね、田んぼは465ヘクタールの農地面積があるんですけども、作付しているのは192.9ヘクタールですね。パーセントで言うと41.47%です。これを合わせた面積になると421ヘクタールになるんですけども、全面積の1,506ヘクタールから実際に合わせると、パーセントで言えば28%です。いわゆる、3分の1以下の作付というふうな現況になると思うんですね。

こうした状況というのは、いろいろこれから担い手を探していくんでしょうけれども、宮城県全体から見たらばどういふふうになっているかということなんですけれども、私もちょっと調べてみたんですが、宮城県では、水田が一番比較しやすい分野なもので、水田を中心にしてお話しさせていただきますけれども、水田は、いわゆる50ヘクタール以上、50アール以上の基盤整備している、そういう圃場が何ぼあるかというところ33%なんですよ、宮城県は。我が町はゼロです。5反歩以上ですね。それから、宮城県で見ると、2反歩以上、もう少しレベル下げて2反歩以上の整備されている農地というのが72%あるんですよ。我が町は22%ですね。こういう状況で、水田を考えた場合、かなり狭いなど。狭隘な土地の条件の中で農業やってるんだなど。

参考に申し上げますと、お隣の登米市は50アール以上が34%ですね。それから20アール以上というのが85%です。さらに、隣の石巻がどのぐらいあるかといいますと、50アール以上が62%、それから20アール以上が82%。そうすると、我が町では、20アール以上が22%なんですけれども、随分と大規模に、水田に向いている地帯だなどというふうに考えられるわけなんですよ。

農水省が奨励している、いわゆるAIを使って規模を拡大してスマート農業をやりたいというようなことを、今担い手を確保するためにモデルとして推奨しているんですけども、果たして当町にそれが合うかというところが問題なんですよ。なかなかふさわしくないと思うんですね。これから担い手を確保する上で、水田だけではないでしようけれども、どのようなことをポイントとして考えていこうとしているかお答えをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今入谷地区で先行的に地域計画の話合いを行う中で、担い手と

いう話も当然話すんですけれども、今後の農業の将来についてという部分についてもお話が出ています。その中でよく出ているのは、高収益作物の作付、あるいは水稲プラス何らかの複合経営というものが話合いの中で出ております。

議員御指摘のとおり、やはり所得の向上というのは重要な部分でございますので、そういう御意見を参考にしながら今後の施策を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

農業には土地利用型農業と、それから労働集約型農業、2通りありますけれども、今お話しされた水稲、あるいは家畜もそうなんですけれども、畜産ですね、いわゆる、土地をたくさん利用して面積を多く利用して収益を上げていくという、そういう考え方が一つです。

それから、後から申しました労働集約型農業、いわゆる単面積は小さくとも、そこに労働を投下する労力をいっぱい働いて収益を上げていくというのが農業の基本的な在り方なんですけれども、当町においては担い手を確保する上では、農地を全部つくらなくちゃならないと理想論から言わせれば、そうすると、土地利用型農業と労働集約農業を両方組み合わせていかないと、なかなか現実には難しいんだと、私はそう思っております。

あとそのほかこういうことが必要だなど、何か考えを持っているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） この数年で新規就農者の方が5名ほどいらっしゃいます。これらの方々が主にやっているのは果樹であったりセリであったり、そういう野菜とか米ではない部分で取り組んでおられる方が非常に多いということでございますので、そういう部分を今後も継続して支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

確かにそれもいいんですけれども、ポイントとして、ひとつこれからいろいろ地区で話合いとか持たれるんでしょうけれども、これ、説明する上で、進行していく上で、ぜひ要点として説明しなくちゃならないというのは、私もあると思うんです。

その1つは、いわゆる農業を進めていく場合、農業でも一般の企業も皆そうなんですけれども、いわゆる普通の一般の企業の場合ですと、会社に勤めてお金をもらって、そのまま退職するまで働くんでしょうけれども、最低賃金というものをもらうわけですね。新規で、学卒として働いた場合は。その場合は最低賃金を基本ベースとして考えた初任給でももらうんで

すけれども、一般の農業についても同じですよ。

やはり、新規就農として働いていくんですけれども、その最初にもらう給料というのは、お金ですけれどもね、それが5年後も10年後も同じではないんですよということです。5年後に幾ら、社会的に、一般の中小企業でも何でもいいんですけれども、どのぐらいになるかというのをある程度考えなくちゃならないんですね。例えば、今最低賃金で1年間大体200万円ぐらいでしょう。5年後に幾らになるかという、大体4.5%の上昇率を考えると249万円ぐらいになります。10年後の目標設定を考えると310万円ぐらいになるかな。

そうなってくると、それに見合うような経営体というものを考えていかななくちゃいけないと思うんですね。それだけじゃなく、それは最低ベースのことですけれども、その責任者、いわゆる組合員かあるいは社長ですね、そういう人の賃金も一緒に上昇していくわけですよ。普通の中小企業の場合は、新規学卒者の賃金と、それから最高経営者の賃金というのは大体3倍から5倍ぐらいあります。いわゆる200万円の初任給でしたらば、大体600万円から1,000万円ぐらいになるのかな。それと同じように農業も考えなくちゃならないけれども、それはちょっと無理でしょう。

しかし、ある程度初任給に見合うような、そのやはりある程度差をつけたような経営体というものを5年なり10年後も同じように考えていかないと、これは難しいと思うんですよ。そういう経営体の進め方、考え方というふうなのは、どのようなお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 個人の方が新規就農するという場合についてちょっとお答えさせていただきますんですが、基本的には新規就農認定された方は、国の財源として補助金が出るという形になってはいますが、その際には、向こう5年間の営農計画書を出していただくことになっております。

町、あるいはJAさん、県も含めて、営農計画書をもって一定程度の所得を得ながら、農業を継続的にできるのかという部分を指導といいますか、助言させていただいている状況でございますので、今後もそちらのほうは関係者と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 一般の企業のことなんですけれども、一般の企業というのは、規模が大きくなればなるほど経営に専念できるんですね、経営者というのは。だけれども、農業の場合は、現場に赴くことが相変わらずずっと続くわけですよ。いわゆる法人にしないと、これ

からは無理でしょうから、その法人をベースにして考えていくと、いわゆる新規に就農していただく人と一緒に現場に行って働くということが想定されるわけですよ。どこに行ってもそういうふうな仕事になると思うんです。

現場の指示を考えながら、そして経営のことも一緒に考えなくちゃならないんですよ。それが、自分自身も、自分が経営者だとしたらば、それがやはり自分の給料も2倍なり3倍なりの給料になるんでしょうけれども、それをも考えた経営を一緒にやっていかなきゃないんですよ。それをこれからどうしてやっていくかと。

今の新規就農では補助金をもらうというような1つの案もあるんですけども、それはそれでいいと思うんですよ。それは5年なんですよけれども、それ以降どうするかというのは、そこに至るまでの間、やはり経営者としてある程度育成してかなくちゃならないと思うんですよ。その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 当町の農業の状況といたしまして経営体と言われるものが約250ほどあります。そのうち法人というのが、令和5年現在で、恐らくたしか9件だったと記憶しています。

議員御承知のとおり、非常に法人化されてるところは少ないというところがございますので、今後、農地の集積という部分を進めていくに当たっては、法人化というのは非常に有効な手段だろうというふうに考えております。当面、その法人に対する特別な施策というものは今のところちょっとありませんので、今後ちょっと検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、これからのこの事業の進め方、4地区に分けて調査したというふうなことなんですけれども、どういうふうなスケジュールで進めていこうとなさっているのかお考えをお願いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほど申しましたとおり、先行的に入谷地区のほうで話合いを行っている。そちらを参考にしながら、できれば年度内に目標地区の素案を作成したいと考えておりますので、できれば、年明けすぐに他の3地区、志津川、戸倉、それから歌津地区で、農業者の方々の話合いを行って、地区の素案をつくってまいりたいと。

翌年度には、そのつくったものを、今度は県なり、あるいは農協さんだつたりの関係機関に

提示をして、参考意見をいただいた上で、またその話し合った皆様にどういう形で報告するか、ちょっとまだそこは検討中ですが、当然つくったものを見ていただいて、そういうのを繰り返しながら、最終的には令和6年度末までには報告という流れに持っていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 集落座談会というふうなことになるかとは思いますが、その参集範囲なんかはどのような範囲になるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 基本的には、それぞれの地域で主に農業をなりわいとしている方々を我々のほうで把握しておりますので、まず最初はその皆様に会議の御案内を申し上げて、入谷地区でもそうなんですけれども、その後各地域で、そういえばああいう方もいらっしゃるね、あの方に声をかけたらという声が大分上がっておりますので、そういう形で多くの方々に参加していただければというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。なかなか難しいですね。

そうすると、4地区を対象に進めていくんでしょうけれども、今回対象外になったようなところは、これからどういうふうに対処したらいいか、その辺のお考えを聞きたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今回の地域計画につきましては、町内の農地を一筆ごとに誰が耕作するのかというのを見える化していくということなんですけれども、対象外といいますか、最終的にある農地が誰も耕作する人がいないと、いっぱいある農地の中で誰も耕作する人がいない部分は、その地図の中で白塗りになる、俗に白地と我々言っているんですけれども、誰も耕作する予定のない土地が、それはどうしても出てくるというところでございます。

その原因は、もともとその農地が、例えば水不足であったり、機械が入るのが容易ではないとか、土壌が芳しくないとか、様々な理由があって多分白地になる土地が出てくるだろうというふうに思います。そちらにつきましては、周辺の農地に影響を及ぼさないように、住民の方々がきちんと管理できる多面的機能を使ったり、そういう形でほかの周辺の農地に影響が及ばないような管理を進めていくということになると思います。

なお、この計画は、5年に1回程度で見直すということになっておりますので、当然その地域の方々の話を聞きながら、状況が変われば、そこは白じゃなくて、もしかすると別な色に

なる可能性はあるんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

4地区なんですけれども、4地区が担い手はいそうなんですか。先ほどは78%はいないというようなことなんですけれども、入谷地区では指定になっているらしいんですけれども、そのほかというのは、どんな感じでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） ほかの地区、例えば志津川地区、戸倉地区、歌津地区については、例えば既に圃場整備されておりまして、営農組合でやられている部分もございます。農業を一所懸命やられている方もいらっしゃいますし、それ以外にも町のほうで10年後を考えますと、65歳まで、65歳前後の農業を営んでいる方というのを町のほうでもいろいろ把握させていただいておりますので、こういう方々を中心に話し合いを進めていければというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

65歳と今話で出ましたけれども、日本の農業の平均年齢というのは68.4歳ですね。中小企業の平均年齢というのは62歳です。中小企業の後継者もないというような、今社会問題になっていますけれども、農業はそれ以上にやめている人がいっぱいいます。

やはり、深刻な問題になっているわけなんですけど、今の調査結果で、これから周辺集落からまた変わっていくというふうな意向もありますけれども、ここで昔の話になりますけれども、御存じの方が結構多くいらっしゃると思いますけれども、徳島県の勝浦郡の上勝町という町がありますけれども、そこで葉っぱ産業という、落ち葉を拾って、それをビジネスにしているという、そういう事業例もあります。

どういふことかと言いますと、1986年だから今から37年前ですか、昭和61年頃かな、その頃に、ある農協職員が外食して、昼食取ったら、そこで出された食膳に落ち葉が乗っていたという、それを見て、こういうのだったら我が村には幾らでもあるよということで、それをどこから求めてきたのと、自分たちがわざわざ山に行って取ってきましたという話なんですね。それをビジネス化したという話なんですけれども。

そこで、やはりそれを農協に出荷して売ったらお金になったと。そこにさらに株式会社、名前まで要りますけれども、株式会社いろどりという会社が間に入って、情報を加工して、出

荷した人にその情報を確実に伝達するという媒体が入ったんですね。どういうことかという
と、農協に出荷して、当日出荷すれば翌日には売れるわけですがけれども、その売った単価が
翌日誰のものがどのように売れて、単価が幾らか、個人別に皆その情報が入ってくるわけ
ですよ。それを見て、今から37年前の話ですがけれども、私もテレビで見て感心していたん
ですけどもね。

やはり、当時70代の、今の我々よりも1世代上の人です、そういう人たちが、70代の後半の
人が新たにやる気を出して木まで植えているんですよ。70代後半の人という、今でいえば
80代と同じですね。80代の方が木を植えるというのはどういうことかというんですよ。それ
は、やはり自分に結びつくものがそれなりの結果に反映されると、人はやる気が出るとい
うことなんですよ。

何を言いたいんですかということになります、そういうビジネスをすると、山にあるいわ
ゆる自然のもので、それもお金になるということです。ビジネスになるということです。
先ほど土地利用型農業、それから労働集約型農業、そういうのを話に出させていただきました
けれども、今回のこの事業に乗らなければ、恐らく自然に戻るでしょう。その自然に戻っ
た農地をどうするんですかというのが、これがこれからの課題になると思うんです。それを、
やはり生かすのも自然活用型農業だと思うんです。今言ったような、例えばお年寄り相手
になってしまいますけれども、これから高齢化がどんどん進んでいくんですが、そういう方々
に自然を活用した、そういうビジネスというものもこれから必要だと思うんですね。何も落
ち葉だけが農業じゃありません、ビジネスじゃないんですけれども、そういうふうなことも
これからの考え方として必要なんじゃないかなと思うんですが、お考えありますか。何か。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 議員さんおっしゃるとおりだと思います。我が町、自然豊かな
町でございます。そういういろいろな、実はヒントというか、仕事になるものが実は目の見
えないところにはあるんだろうと思います。そこは細かい、我々のほうでも目を向けて、新
しい産業ができれば最も素晴らしいと思いますので、そういう形で目を向けてまいりたい
というふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部司君の一般質問を続行いたします。阿部司君。

○2番（阿部 司君） 今、徳島の葉っぱ産業というようなこととお話しさせていただいておりますけれども、これにちなんで、葉っぱ産業が今でも健在で、2億円ぐらい販売しているというふうな話でございまして、300人ぐらいの生産者がいるらしいんですけれども。やはりすばらしい活動をなさっているというふうなことでございます。

我が町においても、今地域計画ですか、それに取り組んでいる最中ですが、78%が担い手がいないという大きな問題が立ちはだかっているわけですが、むしろこちらのほうの問題が大きい問題になろうかと思えます。

それで、先ほどちょこっと触れましたけれども、自然活用型農業というのも一つのテーマになりますけれども、JAで今伸びている販売が何かというと、直売所への出荷なんですね。直売所の出荷、いわゆる農協に生産物を、今まで出されていなかった方もいろいろなものをつくって、家庭菜園なんかでつくって、それを拡大して販売しているというふうな傾向がここ二、三年で増えております。

なぜかと言いますと、自分でつくったものを価格をつけて、それで販売するというのは、それなりの評価を受けるわけなんですね。今はもうメールでリアルタイムで、今何ぼ売れているかというものも分かっています。1日2回も3回も市況が入ってきますんで、自分のやったことがどういうふうな評価かというのが、先ほどの上勝町の葉っぱ産業と同じように情報が一体化しているというふうなことで、80代の方も取り組んで出している傾向があるわけなんですよ。

何言いたいかと言いますと、これからの地域計画を進めていく上で、それに乗らない方というのが当然多く見られると思うんです。そういう方を対象に、やはり直売所なり何なりの作物の振興という進めていった方が、私は地域の活性化に結びつくと思うんですが、そのためにはJAとの協議も必要だと思うんですけれども、その辺いかがお考えになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 現状申しますと、当町には直売所と申すものが民間でやられているところが何箇所かあるというところがございます。議員さんおっしゃるとおり、農業を大規模にやる方もいらっしゃれば、小規模に野菜をつくって、そういう直売などで利益を上げていくという方向の方もいらっしゃると思います。

ただ、しかしながら、現状そのまま直売所そのものは非常に有効かと思いますが、なかなか町のほうで施設をつくってというのが難しい状況なんだろうというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 確かにそうだと思います。

J Aで直営しているような直売所というのは、7店舗かな、あるんですけどもね、J A直営のそういう店舗を、当然民間にもいろいろな店舗がありますが、それはそれで結構なんですけれども、そういうのもルートとしていろいろなものがあると思いますんで、これから高齢化というのが避けて通れない問題ですので、そういう方々を対象に老人クラブでもいいでしょうけれども、いろいろ振興を図って販売額を伸ばす、地域の活性化というようなことも検討材料にしていきたいと思います。

ちょっとまた過去に戻りますけれども、6次化産業とかっていろいろ言っていますけれども、呼び名が違うだけで、実際は昔からやっているんですね。今から60年も70年も前に遡りますと、リヤカーで野菜取れたやつ町で売っていたり、あれは何のことはない、6次化です。自分で生産したものを生産、加工、販売やるんですからね。それをリヤカーで持っていくか、軽トラで持っていくかの違いだけです。

30年も遡れば、1.5次産業という呼び名で言うだけで、これも6次産業です。全く同じことです。だけれども、やっぱり自分でつくったものをそれなりに価格を設定して売るというのは、やっぱり魅力なんですね、農家にとっては。

50年前に遡りますと、米だって30キロ当たり5,000円弱ですよ。今だって似たり寄つたりの単価なんです。50年も単価変わっていないんですから。いろいろな、今またちょっと話それますがけれども、いろいろ資材価格の高騰、云々かんぬんと言って、価格転嫁していろいろな経営体が努力されていますけれども、農家は末端価格が何にも、末端価格は変わっていませんけれども、生産価格というのはほとんど変わっていないんですよ。それでもなおかつ頑張っているんですね。その原因が、その要因が、今の農業の衰退になっているとは私は思うんですけれどもね。

それを是正するのは、今言ったような、付加価値をつけて、自分で単価を設定して販売する、私はいろいろな年寄りの方が、今の80代の人っていうのは、昔の農地解放のことからみんなずっと皆知っている人ですよ。そういう方は理解すると思いますよ。やはり、そういう方々も巻き込んだ地域活性化の方法というものをこれから検討していただけたらなと、私はそう思いますけれども、何かお考えありますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 久しぶりに私が答弁します。

やっぱり農業の一番の問題点、1次産業の問題点といったほうがいいと思うんですが、基本、それぞれ出荷する際に、出荷するまでにかかった経費というのが当然あるわけです。とりわけ今お話ありましたように資材高騰とか、飼料高騰とか、そういった状況の中で、なかなか利益率が小さい、それをちゃんと販売価格に転嫁をできるということが、ある意味、農業を行う上においての、一つの光といいますか、要するに、つながるといふふうに思うんですが、残念ながら現状の中として、今そういった、かかった原価そのものを価格に転嫁出来ていないということが、なかなか難しい状況にあるんだろうなというふうに思っております。

今お話しになったように直売所というと、とりわけ私、三陸道が全線開通になりまして、三陸道沿線の道の駅、ほとんど行きました。ほとんどですよ、ほぼ行きました。それから、東北道の道の駅にもほとんど行きました。その中で、直売所がにぎわっているところと、逆にそうでないところっていうのがあるんですよ。にぎわってる直売所というのは、大体もう間違いないのは、品ぞろえが豊富であるということです。

そういう観点でいったときに、ただ直売所をつくれればいいということではなくて、そこにやっぱり、自分で価格を決めて、その価格でちゃんと継続的にそこに供給できるという体制をしっかりとることが非常に大事だというふうに思います。とりわけ、喫緊、近くで言えば、利益が出てるかどうかっていうことまで私そこまで聞いてませんが、登米市の方にお聞きしますと、やっぱり三滝堂の品ぞろえというのは、やっぱり突出してます。空き棚というのはほとんどなくて、なくなったらすぐ供給するという体制をとっておりますので、売上げが多分すごいあそこ上がっていると思います。とりわけ、あれだけ集客のできる、ほとんどあそこ車満杯になっておりますので、基本的にはあそこの集客力っていうのは、ああいった道の駅の中においては上位を占めているというふうに思います。

そういう、いわゆる供給をする、そして消費者がしっかりそれを魅力として感じていくということをつくっていくということが、非常に大事だと思っております。ですから、ただ単に直売所をつくれればいいということじゃなくて、いかにそこにしっかりしたものを供給できるのかということの体制を全体として決めていかないと、なかなかつくったからオーケーというわけにはいかないんだろうなというふうに思っております。

とりわけ、先ほど来阿部議員には、今農業の抱えてる様々な課題等々、あるいは問題等についていろいろ御指摘をいただきましたが、一筋縄ではいかないということも、多分御承知の

ことと思いながらも御質問されていると思いますが、我々も、思いとすれば、まさしく同じでございます。

とりわけ一番大きいのは、やっぱり先ほども答弁させていただきましたように、約8割の方々が、後継者がいないというお話になりますと、やっぱりこれは今後の農業の在り方ということについては、非常に懸念をせざるを得ない状況なんだろうなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 前向きな答え、大変ありがとうございます。

そのとおりだと思います。やはり、今南三陸町は1,506ヘクタールの耕地面積を有しているけれども約7割強が使わないと、遊休化してるというふうなことも、これも、やはりかつての農地解放以来、70年近くもう推移してるんですけども、だんだん価格がやはり上がってこなかったというのが、利益が少なくなってきたというのが、それが要因だと私は思っております。

その活性化、そのためには、JAと行政が一体となってこの課題に前向きに取り組んでいただくというのが、これからの大きな仕事になるのかなと私は思っております。

1件目の質問はこれで終わって、2件目に入らせていただきます。

2件目に移らせていただきます。

2点目は、件名が障害者の合理的配慮義務化の対応についてということで、質問相手は町長とさせていただきます。

内容でございますが、障害者差別解消法が改正され、障害のある人から生活上、バリアを取り除くよう求められたとき、過度に負担にならない範囲で対応する合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されるについては、この制度変更に係る以下の点について伺います。

1点目、当町における合理的配慮の現状と今後の対応について。

2点目、企業等の事業者への周知対応について。

3点目、環境を整備等への町の支援施策について、以上3点でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問、障害者への合理的配慮義務化の対応についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目ですが、当町における合理的配慮の現状と今後の対応についてであ

りますが、社会一般的には障害に対する理解も一定程度進んできております。町内においても、特に意識せず、また、自然の振る舞いの中で合理的配慮を实践されている場面が多く存在をしているものと理解をしているところでもあります。

一方で、必ずしも合理的配慮が十分と言えないところもあることから、町では今年度、町の障害者自立支援協議会主催での初めての試みとなるいきいき交流サロンを開催いたしまして、社会的バリアを取り除くための啓発活動を行っております。

今後も、障害の有無にかかわらず、その人らしさを認め合う共生社会の実現に向けた取組を進めていかなければならないと思っております。

次に、御質問の2点目です。

企業等の事業者への周知対応についてであります。令和6年、来年ですが、4月から、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されます。障害があるというだけで、不当な差別的扱いを受けることがないように、町の広報紙等により周知に努めてまいりたいと思っております。また合理的配慮の具体的例を具体例を提示することで、町民がイメージを持ちながら、この制度に触れ、理解を深められるように工夫した啓発を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、3点目、環境整備への町の支援策についてであります。合理的配慮に伴う環境の整備につきましては、障害者差別解消法の第5条で努力義務化とされております。建物のバリアフリー化や、職員に対する障害特性理解の研修を行うなどの環境整備に関する取組が、計画的に行われるように規定をされているところでもあります。

町としましては、各事業所が環境整備を行う場合において、適宜、相談、指導等に対応していくほか、先進自治体の取組事例を参考に調査研究をしていきたいと思っております。

合理的配慮の实践を通し、障害者への理解促進が一層図られるように、関係機関との連携強化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

御説明いただいた件について、また一つずつ、確認しながら質問させていただきます。

当町における、合理的配慮の、現在の状況というのはどういうふうな状況なのでしょう。

例えば、ハード面、ソフト面の状況というのは、お聞かせいただきたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 本町におけるところでございますけれども、町内の公共施設に

関して申し上げれば、震災後に建設されたというところが大部分でございますので、バリアフリー設計の下対応しているという状況で、ハード的な部分についても配慮がされているというふうに思っております。

また設計をする際に、県の福祉のまちづくり条例、そのあたりにも適合するようにというところで進めておりますので、ハード面の部分に関しては問題ないというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） あれですか、庁舎もそうなんですけれども、学校とか病院、公民館等も同じでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 学校に関しては、かなり建設されてから時間がたっているという学校も多くありますので、その点に関しては必ずしも全てバリアフリーがされているとは言い難い状況ではあるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 無理な負担というのは、これは対象外でありまして、無理なく対処をできる範囲でというふうなことが前提条件でございます。それは、るる追ってこれからやっていかれるとは思いますが、ソフト面に関しては、これは、何とでもなる話だと思うんですね。例えば、窓口対応、これらに関しては、庁舎内、今言った、学校とか病院のそういうところも含めて、どういうふうな状況になっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 窓口対応でございますが、それぞれ職員、合理的配慮という部分を捉えて対応しているというところではないとは思いますが、それぞれ、職員として住民に接する中で、自然とそういった配慮がなされているというふうに感じております。

また、対応要領をというのを自治体に努力義務化されているところがございまして、本町に関しては、まだその対応ルール作成までは至っていないんですけれども、今後、その作成に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ソフト面に関して、例えばの話なんですけど、難聴者が訪れた場合は筆談、いわゆる書いて対応するとか、イラストで示してみるとかというふうなことの対応なんかも必要かなと思うんですね。それから、あるいは、手の悪い人には、ルールなんかを見直して

代理者が署名するとか、そういうこともこれから必要だと思うんですね。何せ来年の4月からなんですけれども、あと3か月ちょっとなんですけれども、そういう期間で大丈夫対応はできるのでしょうか。その辺、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員お話しいただいたように、例えば筆談ボード、それからコミュニケーション支援ボードなどというのが、今あるんですけれども、なかなか来年の4月1日に全てをそろえるというところは、現実的に難しいのかなというところがございますので、引き続き、できるだけ早めにそういった環境を整えるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

今現在は努力義務で、今言ったような筆談とかイラストとかそういうのをやるのは、大変障害者に対して思いやりとか、優しさとして現れるわけでございますが、4月になるとそれが当然というふうなことで、そういうことを対応しないと、差別扱いされたというふうに取り扱われます。急に1日でそうなるかというのも、そうではないでしょうけれども、それが、これからは増えてくるというふうになると思うんですね。

その辺で、職員のこれからの対応、何も窓口だけの話ではないと思うんですね。いろいろな人が窓口対応をされると思いますので、そういうふうな臨機応変の体制、研修する場なんていうのは、どのように今なってるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 窓口対応もそうなんですけれども、想定されるところで言えば、来年4月に企業の義務化がなされて、企業側、事業所側から町への問合せとか、そういうのが増えてくる可能性があるかなというふうに思います。

そうした中で、当然こちらの保健福祉課側への相談等があれば対応するんですけれども、当然ふだんお付き合いのあるといいますか、例えばお店であれば商工観光課とか、そういったところに問合せがある可能性もございますので、そういったところは庁舎内で共通した理解を持って対応できるように、庁舎内で共通理解に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 制度の周知等につきまして、ちょっと補足で説明を申し上げます。

まず、我々、保健福祉課以外の各課におきましては、まだ正直、制度等の理解がまだ進んでいないというふうなところが正直なところでございますので、そこは、保健福祉課と協議、現在しておりまして、研修等の機会を今年度中にやるというふうなところでもございますし、また、ハード面につきましては、現在社会施設等で改修工事、これから行う予定のところもありますので、そこに関しましては、ちょっと昔の基準でのバリアフリーというふうなことにもなっておりますので、そこは、今の新しい基準ということでの改修というふうな部分も、視野に入れながら現在やっているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

合理的配慮というのは、具体的にいろいろな場所でいろいろなことが想定されると思います。客観的に見て、ちょっと本来障害者でなければこういうことはあり得ないなというふうなことが疑問視されるようなことは、皆該当してくると思うんですね。そういうのは大変難しいと思うんですが、くれぐれもやってはならないことは、言い含めて説明するというふうなことをすると、これ一発アウトになります。くれぐれも対話を心がけて、相手に思いやりが伝わるような接し方をしないと、とんでもないことになるというふうに思っております。

それで、これは町行政の側の話なんですけど、これが一般の事業者にも義務化されます。その義務化されるということは、当然一般の、例えば、簡単に言いますと、コンビニとかそういうところも該当をしてくると思います。いろいろな人が当然出入りして、いろいろな状況が想定されるんですけども、これが民間事業者への周知対応というのも難しい対応の一つかなと思うんですが、その辺、どのような考えでお持ちになっているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 民間事業者に対しては、既に、国、あるいは県の助成事業等もありまして、そちらのほうから情報等は一定程度流れているのかなというふうには認識をしております。

町としては、先ほど町長答弁にありましたように、広報紙、それからホームページ等を使ってということもございますが、やっぱりダイレクトに事業者側さんのほうに周知を図るところが必要かなと考えておりますので、商工会、それから観光協会等を通じて、何かそういった機関誌の中で制度を載せてもらうとか、そういったところを考えていきたいというふうに思いますし、それから、町の自立支援、障害者自立支援協議会の構成員の中に、雇用の立場で企業側の方に、委員としてお入りいただいているわけなんですけれども、そこ

もそれに加えて、ちょっと委員の見直しといいますか、商工会、観光協会、そういったところからの委員への選任というところも、ちょっと検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

令和3年、2年前の話なんですけど、宮城県では合理的配慮に関する条例を制定してまして、昨年11月に県民意識調査をしているんですね。その意識調査で御存じですかというふうな結果、把握したならば26.7%だったんですね。いわゆる7割強の人が分からないということで、それは昨年のお話なんですけど、恐らく、今現在もさほど変わってはいないのかなと思っております。やはり、これが現実の状況じゃないかと思しますので、これ周知するだけでなく、何かいい方法を考えていかないと浸透しないのではないかなと思う次第でございます。

今、ホームページとか様々言われましたけれども、それらについて、もうちょっと浸透を図る方法というのは何かお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員御指摘のように、合理的配慮という部分に関してはそういう数字だというのが、ちょっと今初めて承知しましたけれども、そもそもの障害者差別解消法自体の認知度についても、なかなか2割ぐらいだということのお話は聞いたことがございます。

例えば、地域を回っていただける民生委員さん方の研修の中で、この問題について取り上げていくなどして、そういった地域の中で少しずつでも、そういったところが知れわたるようというところで考えていきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 次です。環境整備等への事業というものがあまして、県単の事業なんですけれども、令和5年度の、今年あったわけなんですけれども、5月15日に、いわゆるこの合理的配慮に関する県単の事業ですね、例えば、トイレとかスロープをつけるとか、様々、いろいろあるんですけれども、手すりとか、それを、上限100万円の助成で4分の3を助成しますという県単事業なんですけれども、これが何と、応募が5月15日で公表しまして、7月末で例年の1.5倍の応募者があったというふうなことで締め切られたということ、経緯があります。

さて、この来年から義務化するんですけれども、この辺に関してこういう把握っていうのは、どういうふうに受け止めているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず県の助成事業については、議員今お話しいただいたとおり、補助率4分の3、補助限度額100万円ということで、全国的に見ても、かなり手厚い助成制度になっているのかなというふうに受け止めております。

当然、補助限度額が100万円というところですので、かなりハード部分の利用申請が多いというふうにお聞きしております。スロープを付けたり、それからトイレを改修したりというところでの申請が多いというところで伺っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

質問しにくいですが、そういう状態も私もある程度は知っておりますけども、町として何かそういう助成というものは、今現段階で考えられておりますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 阿部議員、先ほど県の助成制度の関係のお話をして、いわゆる枠1.5倍ということですので、制度本来の趣旨考えた際に、そういった状況であるならば、県に改めて、そういった制度の枠をもっと広げるといふことの申出は、町としてもお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ぜひ補正で組んでいただくように御努力をお願いしたいと思います。

それと、一応福祉関係の話ですのもう一つ質問させていただきますけれども、やはり福祉の話ですと、かなり昔のことになりますけれども、昭和48年に、日本では、年金の老人の、年金じゃない、医療費の無料化というふうなことが実現できたのも50年前でございます。昭和48年。今現在は一部有料、当然変わっておりますけれども。それから、年金の物価スライド型に変わったのもこの年でありまして、ちょうど今年で50年たってるわけですね。

それから二十数年たった1990年の頃に、老人対象のいわゆる介護訪問、あるいは看護訪問、デイサービス、ショートステイというのが日本全国一斉に普及しているわけなんですけれども、これ老人対象でありまして、私も勉強不足でよく分かりませんが、いわゆる若者対象のこういう施設というのは、今あるでしょうか、当町においてどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 障害者のショートステイというのはございます。障害者に関して言えばございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私もちよっと分かりませんが、それはあれですか、事前に申し込めば1日か2日ですぐに入所していただけるというようなことになるのでしょうか。そういう短期間で。今現在、そういうふうになってるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 当然、空き具合が一番のポイントだと思いますので、なかなか1日、2日の中で、すぐその施設に入所できるというところは、ちょっと限らないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私がなぜこういうふうな話したかといいますと、どこの市町村もそうなんだろうけれども、老人重視でこういう施設が出ているからなんだろうけれども、やはり当町においては13年ぐらい前ですね、間もなく13年になります、震災起きていろいろ、みんな点在して各思い思いのところに新居住地を設けて、かつての親交を深めた人もばらばらになっているわけです。

そういうふうな人が、やはり、障害を抱えて新天地に移っているというのも、こういう方も何人かおられます。そして、親ももう介護を受けるようになる、あるいは他界してしまったとかとなってくると、やはり、若年者のそういう介護施設、1泊か2泊でいいんですけども、そういう一時的に預かってくれるような施設が必要になってくると思うんですね。

何らかの、観光葬祭がメインになると思うんですけども、そういうふうになると、やはり割り切って専門に預かっていただけるような施設が欲しいという話がやはり聞こえてきております。

こうした考えについてお考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今、障害者の親亡き後の対応という部分が、少し大きくクローズアップされているところもございます。親亡き後に、すぐサービスにというところは、なかなか環境もがらっと変わってしまいますので、大変だということもございます。そういった意味で、例えば親が亡くなる前に、一定程度のサービスを利用する、それをショートステイで経験しておくというところは、非常に大事なのかなというふうに思います。

そういった面から考えると、ショートステイの必要性というのは、非常に必要性が大きいものだというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 本当の一時的で、親が亡くなる前とか、そういうのがあるんでしょうけれども、何かの要件で外出しなくちゃならない、外泊しなくちゃならないというふうな状況の場合を想定して、今はちょっと提案してみたんですけども、そういうふうな一時預かりというふうな要望でございます。

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 実は、この前、障害者施設を町内にというところで、一部民間事業者から、そういった御相談を受けたという事案がございまして、その中で、今、議員さんおっしゃった部分のようなところも、こちらから、町として、そういう需要というか、ニーズがあるというところについてはお話をさせていただきました。

いずれそういった、協力いただける事業者、そういったところがいらっしゃった場合には、なお、こちらもしっかり相談対応というか、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） これからの行政のスリム化というような問題が避けて通れなくなってくると思うんですけども、施設の統廃合なんかが出てきまして、そういうところの施設を活用して、ぜひ解消の方向で検討していただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員御指摘といたしますか、御意見をしっかり受け止めて対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。12月の師走会議というようなことで、歳末助け合いのシーズンでございますので、大変前向きな検討いただきました。

私の一般質問をこれで終わりたいと思います。大変ありがとうございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、2番阿部司君の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告2番、後藤伸太郎君、質問件名、1、総合計画について、2、町職員の人事等について、以上2件について、後藤伸太郎君の登壇発言を許します。6番後藤伸太郎君。

〔6番 後藤伸太郎君 登壇〕

○6番（後藤伸太郎君） それでは、議長の許可をいただきましたので、登壇して一般質問をさせていただきますというふうに思います。

この壇上からは、質問2件のうちの1件目、総合計画についてということで、町長にお伺いしてまいります。

南三陸町の第3次総合計画の策定が前倒しで進められております。10月に素案が示されまして、私も見させていただいたんですけども、その内容を見直す必要があるのではないかと、いうふうに感じたことから、このタイミングで一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目といたしまして、10月から11月にかけてパブリックコメントが行われました。そこではどのような意見があったのか、お伺いします。

2点目といたしまして、先ほどもちょっと触れましたが、2年早く、第2次総合計画から第3次総合計画へと移行するわけでありますが、その前倒しをしなければならない理由というのは何なのか。以前耳にしたこともあるかもしれませんが、改めてお聞きしたいというふうに思います。

それから、3点目といたしまして具体的な話も一つ。素案の中に出てきます町の将来像につきまして、第2次総合計画では、「森里海ひと いのちめぐるまち南三陸」だったものを第3次総合計画では、「ひと森里海 命をめぐるまち南三陸」と、変更するという案のようがあります。ほとんど変わっていないんです。

ですが、最初に言った「森里海ひと」という順番を、人を最初に持ってきて、「ひと森里海」に変える。この一部の言葉の順番だけを入れ替えたのはなぜでしょうか、お伺いします。

それから、4点目といたしまして、私は特に今3点目で申し上げた部分に強烈な違和感を覚えたわけでありますが、内容をいま一度再検討する必要があるのではないかと思います、町長の考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の1件目の御質問です。総合計画についてお

答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目になりますが、パブリックコメントの意見ということではありますが、第3次総合計画の素案に係る意見公募手続については、令和5年10月10日から11月8日までの期間で実施をいたしました。11の個人、団体から23件の意見をいただいたところであります。

意見の具体としましては、町の将来像の見直しに関するものが約半数を占め、そのほか、リーディングプロジェクトの考え方、スポーツ振興や子育て支援、震災伝承といった施策についても意見、要望をいただいているところであります。

次に、御質問の2点目策定を前倒しする理由についてであります。現在の第2次総合計画の位置づけについては、震災復興計画の総仕上げとして、当該復興計画の役割を継承、包含しながら、震災復興を最優先としたまちづくりの指針となります。

今回、総合計画の策定を前倒しする理由として、令和4年度をもって震災復興事業が完遂したことを踏まえ、これまで震災から復興に重点を置いていた第2次総合計画から、復興後の新しいステージにいち早く移行するためであります。また目まぐるしい変化が進む社会経済の動向や時代の要請に対しても、遅滞なくしっかりと対応していく必要があることから、総合計画の策定を前倒しをするということにしたものであります。

次に、御質問の3点目になります。

町の将来像についてであります。この将来像を含めた素案については、これまで南三陸町総合計画審議会や、当該審議会の下部組織となる専門委員会議において、各分野に精通する委員の皆様が本当に活発に議論をし、時間をかけ、丁寧に審議をいただいた結果を踏まえ、作成したものであります。

単に町の将来像の一部の言葉を入れ替えるといったものではなくて、これからのまちづくりにおいて最も重要となるのは、人づくりであるという考えの下、人を大切にし、育てるつながること、そして何よりも、全ての町民の一人一人がまちづくりの主役となり、これからも、自然とともに生きていくという思いを一番に表しているものであります。

最後に、御質問の4点目、内容の再検討についてであります。現在は意見公募手続で寄せられた意見につきまして、南三陸町総合計画審議会及び専門委員会議に示し、見直しの必要性を含め、慎重に審議をいただいているところであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それではお伺いしていきたいと思えます。

1点目、パブリックコメントについてであります。ホームページ等見ますと、それに対する回答等をホームページで公表するという事になっていて、質問の通告をした時点では、まだ上がっておりませんでしたので、今朝見てみたんですが、まだそこは変わっていないということで、返答も含めてということですので、回答をつくっている最中ということだろうと思いますが、今お話しいただいたように、11人、23件、パブリックコメントというのは、いろいろな場面で町でも行われておりますけれども、ここまで多くの意見が集まることというのは、かなり珍しいことだろうというふうに思っております。それだけ、町の総合計画、これから先の町どうなるのかということに、町民の方が多く関心を寄せているということだと思いますので、これ大変結構なことだなというふうに思っております。

内容をどのような形ですかということをお聞きしたかったんですが、1件ずつ聞いて、どういふ話があったんですかという話はちが明きませんので、それは、いずれ回答いただくことを期待するということにさせていただいて、おおむね、読んだ感じ、全体像としては一応お伺いしておきたいんですが、素案を見て大変いいと、このままいってくれという意見が多いのか、いやいやここはもうちょっとこうしてほしいなど、反対までいかなくても修正していただきたいというような意見が多いのか、その割合といいますか、どういふ意見が多かったのかということをお聞きしたいと思いますが、どのような感じでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大体、一般的にこれまでのパブリックコメントについては種々政策の段階において取り組んでまいりました。

パブコメで一番件数の多かったのは、防災対策庁舎に対する御意見、パブリックコメントというのが圧倒的に多かった。それ以外については、大体3件とか4件とか5件ということ、状況でございますが、今回の11件ということですが、どちらが多いのかというと、パブリックコメントっていうのは大体賛成の意見っていうのはほとんど来ません。大体自分が、ここはおかしいねというのを申し上げるのが、パブリックコメントの一番の、そういう点が多いのかなと、強いなというふうに思っております。

私もパブリックコメントは全て読ませていただきました。

その中で、多分正直だなと思ってるのは、いわゆる、3番目の問題について勉強会があったということで、勉強会に参加したので、違和感を持ったので意見を述べるというふうな御意見がございました。多分、11件のうち、多分半分以上は同じ、ほぼ同じ意見です。多分勉強会に参加した方々が、その方々がそうだなということで、みんなほとんど似たような意見

をいただいたというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） なるほど、そういうことがあったんですね、パブリックコメントを賛成ですよという人は普通、そもそも言いませんからね。パブリックコメントをわざわざ出すことは、何かしら思うことがあってということだと思います。分かりました。

ただ勉強会があったにせよ、多くの町民の方が、何か違和感があるなということ、これは別に何ていうんでしょう、組織立って、それをぜひやらなければいけないということではなくて、それぞれの個人個人の方々が率直に、知る機会を得たのでその結果考えた答えがパブリックコメントに現れたんだろうというふうに、私は認識、解釈したいなというふうに思っております。

2点目なんですけれども、一応確認させていただこうと思うんですが、第2次総合計画は、令和7年度までの予定だったものを、今令和5年度ですから、来年度、令和6年度から第3次に移行するという事ですから、令和8年度から第3次に入る予定だったものを、令和6年度、2年前倒しするという事だと思いますけれども、その認識で合っているかどうかまずお答えをいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。今議員御指摘のとおり、現行の第2次総合計画につきましては、西暦で申しますと2025年までということになってございますので、まさに御指摘のとおりのお話であると考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうすると、もともと今の計画で10年やる予定だったものを2年、8年で終わらせて次の10年に入らなければいけないっていうのは、当然何か理由があるわけですね。何なんですかと聞いたら、第2次総合計画を立てた、だから8年前ですね、その頃は震災復興真ただ中であつたので、それが令和4年度で、復興事業は一定の完遂、復興は終わったと、終わったと言い切っているのかどうか分かりませんが、めどがついたということなので新しくするんだというようなお話でした。

何か聞いたほうがあるなと思って私も調べたんですけれども、今年の3月の高橋議員の一般質問で総合計画について触れられておられて、そのときに、その説明をたしか聞いたんだなというふうに思いました。

そうすると、第2次総合計画で最優先にしていた復興がある程度めどがついたので、それは

総合計画にいつまでも上げておくのではなく、第3次に改めて変えて、変化していこうと、町の新たなフェーズというんでしょうか、新たな段階に町が移行していくので、いち早く移行するんだというようなお話でした。

ならば、当然、第3次総合計画の素案は、復興から次の世代、次の段階へ進んだんだということが、第2次総合計画と比べてよく分かるものになっていないといけないのかなというふうに思うんですが、第2次と第3次、どこがどう違うのかということ。これ、私もその素案読ませていただいたんですけども、どうもはっきり分かるところが非常に少ないなと思いました。

もっと、今の理由も含めて、復興が終わったので新しい段階に進んでいくんですよというの、この第3次の素案に、冒頭でも前文でも何でもいいんですが、もっと明確に盛り込んで、ここから先のまちづくりはこうなるんですっていうのが分かりやすくすべきではないかなと思うんですが、どのように違うのか、お話しいただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

まず、この総合計画の策定に向けましてといいますか、昨年度の段階で町民アンケート調査等も実施をさせていただきまして、お答えをいただいたアンケートから、また今年度実施をいたしました住民懇談会、その席上でお寄せをいただいたお話等から、現段階のまちづくりに当たっての課題といったものを再整理をさせていただきました。

それについて、その一方でとなりますが、まさに議員にお話をされるとおり、実際のまちづくりに向けた課題としてのやはり大枠といった部分では、これまでと特に変わった新たな課題が見つかったとか、ここを急展開すべきだというお話は実はないんですね。やはり、例えば子育て支援策の充実ですとか、そういった部分は継続して、何もその第2次総合計画の内容を否定するといったことではございませんので、やはりこの震災復旧復興といった道をたどってくる中で見いだされたものというのは、比較的第2次から第3次で大きく変わるといった部分は、結果としてはないんだろうと考えてございます。

また、将来像の部分でもいろいろと御意見賜りましたとおり、基本構想あるいはそれにぶら下がる実施計画といった考え方の中では、やはり人づくりといった部分について様々御意見も頂戴をいたしておりますので、幹の部分が決まりましたら、その枝葉となる部分においてその具体の人づくりといったものについてどういった施策が展開できるかというのは、今後の我々の課題であろうと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 少し意地悪な質問といいますか、では、2次、変えなくてよかったんじゃないのという話になると思うんですよね。10年の計画でしたから、あと2年、あまり大きい行政課題、特に変更もないから2年やっていって、第3次総合計画にその後転換するでよかったんじゃないのと思うんですけれども、そこについてどうお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

議員お話をされるとおりでもあろうかと思えますけれども、実は、第1次総合計画から第2次総合計画、現行計画にスライドする時期というのも、実は1年前倒しをさせていただいてございまして、第1次の終期が平成28年度であったのに対し、第2次の始期も平成28年度であると、結果1年前倒しをさせていただいたという事実も過去にはございます。

今回見直すに当たりまして、大枠としての考え方に大きな差がないのであれば、第2次をそのまま、あと残り2年引っ張るのもと、それも確かに御意見としてはそのとおりだと考えておりますけれども、先ほど町長が答弁されましたとおり、目まぐるしく変わる社会情勢等に対応していく中で、何かキーワード等の使い方等でも、ひとつ実施計画を我々事務方が定めるに当たっても、きっかけとなるものを見つけ出せると私たちは考えてございますので、今回何も、繰り返しとなりますが、2次を否定といったことではなくて、研ぎ澄ますといえますか、そういった形で様々御意見を頂戴してございますので、可能な限り反映をさせていただきたいといった考えが根拠としてはございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

3点目なんですけれども、町の将来像についてというページがどんとあって、第2次、先ほどちょっと繰り返しなりますけれども、第2次だと「森里海ひといのちめぐるまち南三陸」、第3次だと「ひと森里海いのちめぐるまち南三陸」なんですね。これに違和感を感じたという話を申し上げましたので、ちょっと私の主観になってしまうかもしれませんが、ちょっとお伝えしたいと思うんですが、非常に循環型社会、または持続可能性みたいな言葉を美しく的確に表現しているのが、「森里海ひといのちめぐるまち南三陸」だなというふうに思って、私はすごい好きなんです。第2次が好きだから、第3次、変えないでと言っているわけじゃないんですけれども、言葉の順番を入れ替えただけで、自然と人との関わり方というものが、物すごく劇的に変わってしまう印象を与えてしまわないかという懸念を持

っているんです。

分水嶺で囲まれて、町境が、降った雨が全て湾内へそそぐという南三陸町ですよね。美人杉をはじめ、山が豊かな山林に囲まれて、その豊かな栄養分が、里山の間を流れる川に乗って豊穡の海へとたどり着くと。その恵みを享受する。または、その自然の利活用の知恵を、長年の歴史の中で蓄えてきた私たち町民、人が、自然の中で生活していると。山があって川があって海があって、人がいるよねと。そこで生かされてるよねと。これが将来像というのは、この順番変えると人が一番偉いんだと、人が自然を制御していくんだというようにも見えてしまわないかということが私はすごく懸念している部分です。

自然への畏敬の念を持って、その中で、しかし強く生きるというのが、町の将来像なのではと思っているので、町長にお聞きしたいんですが、この順番入替えたってということ、私は違和感があるんですけれども、町長違和感ないですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 「森里海ひと いのちめぐるまち」という、このフレーズを中心的に考えた方のお一人が、パブリックコメントをいただいております。人が上なのか、森里海が下なのか、そのことについて、人が上なのか自然が上なのかという議論をすることに、非常に私は懸念をしているというふうな御意見をいただいております。

実は、私この間、いのちめぐる学会がありました。昼間は出ませんでした、私の得意な宴会といいますか、交流会から出席をさせていただいて、その際に、総合地球環境学研究所という、京都にある研究所です。京井さんという研究員がたまたまいらっしゃってまして、名刺交換をさせていただきました。

そのときに、いろいろ環境ということについて研究をしている研究所ということですので、いろいろお話をさせていただいたときに、この方の話ってというのはすごい私気持ちにすんと落ちたしたんですよ。

要するに、この研究所の教え方というのは、環境は文化だということです。環境は文化だっていうのはどういうことかということ、自然の営みがあって、人並みが、人の営みがあって、そしてそこから環境というのがつくり出されていく。ですから、したがって環境が上とか、人が上とか、あるいは環境が下とか、人が下とか、そういう議論というのは、もっとそれは好ましくない。もっと俯瞰的に物事を、環境というものについて考えるべきだろうというふうなお話をいただいて、まさしくこの3次の総合計画の、人が上とか、森里海が上とかという議論の中で、どっちなのという、正直言って、それぞれ御意見があればこれはしょうがない。

それぞれの御意見は御意見として伺いますが、ただ自分の気持ちの中ですとんと落ちたのは、そういった環境というのは文化であって、自然の営みと人並みが、営みがあって、そこで環境というのは作り出されてくるものだという考え方聞いたときに、なるほどなというふうに、正直私すんなり思いました。

ですから、後藤伸太郎議員が、今、御意見としていただきましたが、それはそれとして私は否定するつもりもございませんが、しかしながら、反面、そういう考え方もあるんだなということも、これもまた私自身とすれば、それも正しいねと。したがって、専門会議の中で、人が上、自然が上ということではなくて、人づくりということをこれからの南三陸の町の柱に、一つに据えるということの考え方を御提案といたしますか、御答申といたしますか、いただいた際に、そういう考え方も当然、人としてあるだろうということが一つ。

それからもう一つですが、森里海といのちめぐるまちという、いわゆる、人の命、森里海の命、いのちめぐるまちといったときに、人の命と、そこに人の命という命をつけて、森里海という命をつけたときに、どちらが上だというふうなことになったときに、大多数の町民の皆さんとってみては、人の命ということをまず最優先にするということが、これは多分町民の皆さんとすれば、気持ちの中にすとんと落ちるんじゃないかと私は思っております。

たまたまこの中には、命という言葉は、最後に「いのちめぐるまち」ということの中でとどめておりますが、そうではなくて、基本的な考え方というのは、森里海が上でも、そこには命があって、人があって、そこにも命というのがあるわけですので、そういうことを考えた場合に、上が下がという問題じゃなくて、より俯瞰的な考え方をすべきじゃないのかなというの、私の正直な感想です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） まさにそのとおりでとも思うんですよ。

命をいただいて、自然の命をいただいて私たち生きていて、だからこそ、その文言を、第2次から第3次変えるときに、字面全く一緒なんですよ、ワードが全部一緒なんですよ。けれども順番だけ変えるというのが、そこにもう1個乗っかってきたらどっちが前に出るのというふうに見えてしまう変更の仕方が、違和感を感じた正体だと思うんです。

今町長からお話をいただいて、どっちが上とか、そんなことじゃないよねと、12年前に自然の猛威を我々はその身で体感して、非常に恐ろしいものだ、一方でね、でも、そこから復興の中で、それとともに、でも海とともに我々生きていくことを選択した。となったら、順番変えるんじゃないなくて、もうそっくりそれを変えたらいいのにも思ったんです。

例えばですけれども、人と自然、いのちめぐるまち南三陸とか、「森里海ひと」を「ひと森里海」に変えるから、何でそこだけわざわざ変えたのってそこだけ強調されるようなメッセージに受け止められかねないのではと思うので、今町長がおっしゃったように、どっちが上じゃないじゃないかとなったら、並列に全く横並びだと、自然と人でも人と自然でも、人とか自然とか何か別な言葉で何でもいいんですが、そっくり変えたらいいのと思うんですけども、この計画どうするかということは今後いろいろなスケジュールを経て変更されていくと思うんですが、これぜひ伝えなきゃいけないと思ったのでお伝えしますけれども、町長どのようにお考えでしょうか

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この総合計画については、総合計画審議会に委嘱をして、審議会のほうにお諮りをして、その下部の専門会の中で議論をいただいているわけですし、皆さんからいただいたパブリックコメントを含めて、専門会議の中で、これからもまた議論するということになりますので、そこに縛りかけるような私の発言は控えたいというふうに思っています。

これは後藤議員はとくと御承知のように、南三陸では、こんな総合計画もそうですし、土地計画もそうですが、保健福祉もそうですが、様々な分野で審議会をつくって、その中で町民皆さんの意見を取りまとめて、答申として、私どものほうにいただくということになっておりますので、そういった審議会で議論している最中に、私のほうから、これでいい、あるいはこう直すべきだという議論は、これは言うべきではないだろうというふうに私は、そうしないと、審議会そのものの存在意義問われますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 後で一升瓶でも持って、その話はゆっくり聞きに行きたいと思います。誰も聞いてないところでね。分かりました。

最後に、内容を私は再検討する必要があるのではというようなお話をさせていただきました。審議中ですということですから、予断を許すような話は控えたいということでしたので、そこについては、分かりましたというふうに言いたいと思いますが、今後どういうスケジュールで進むのか。

ただもう一つ、議決案件になっていたんですけどというところだけ確認したいんですが、そのあたり、事務的にはどのような取扱いでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今後のスケジュールの部分を御説明させていただきます前に、まずパブリックコメントを11月8日まで実施をさせていただいた後、町長からお話ございましたとおり、専門委員の皆様並びに総合計画審議会の皆様に、そのパブリックコメント、御意見といったものをお示しをさせていただきました。それが11月の17日と、21日の会議で、正式に御提示をさせていただいております。

今、各委員の皆様には、専門委員会あるいは総計審本体で様々御議論並びに御検討を賜っておりまして、今後、専門委員会議につきましては、可能でありますれば今月中に第8回目となる会議のほう開催をさせていただきたいと思っております。第8回目となる専門委員会議の結果を受けまして、1月の早い時期には、第6回目となる総合計画審議会の開催といった形で考えてございます。

その段階で、意見公募手続でお寄せをいただきました御意見に対する回答というのも形として出来上がりますので、その結果、御意見を踏まえた形で再整理を経た素案といったものも出来上がるといったこととなります。

議員御指摘のとおり、町の議会基本条例のほうで議決事件として町の基本構想については御指定を賜っておりますので、可能であれば、来年の早い段階で議会の皆様のお示しをさせていただいて、お諮りをいたしたいと考えている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 以上で1件目を終わりたいというふうに思います。

続いて、2件目でございます。

同じく町長にお伺いいたしますが、町職員の人事等についてということでお伺いしたいと思います。

震災以後、派遣職員の方々もたくさんいらっしゃった中から、職員数がどんどん減っていく中で、そうであっても、行政サービスを低下させないために、効率的な事務執行というものが求められていくと、今後ますます求められていくというふうに思いますけれども、改善すべき点がどこにあるのか、お伺いしたいというふうに思います。

1点目、行政事務の遂行に当たっての課題は何でしょうか。

2点目、時間外勤務、残業ですね、の実態はどのような状況でしょうか。対策は必要ないでしょうか。

3点目、行政管理課の今後はどのようにお考えでしょうか。

4点目、副町長を2人置くという考えはありませんでしょうか。

5点目、監査委員には、専門的な知見を持つ方を配置すべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

6点目、これからの町を長い時間、長い期間、支えていく若手職員の力はとても重要だろうというふうに思いますけれども、どのように人材を育てていくおつもりなのか、お考えをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと長くなりますが、2件目の御質問、町職員の人事等についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目です。

行政事務の遂行に当たっての課題ということではありますが、事務事業の実施に当たっては、人員の不足が課題であります。また、事務事業の見直しが重要であるとも考えております。御指摘のように、職員数は減少傾向にあるものの、システム標準化など、業務量としては増えてきているものと認識をしているところであります。職員採用については、県内市町村等の統一試験だけではなくて、町独自の時期に試験を実施するなど、職員の各職員の確保に向け取り組んでいるところであります。

なお、事務事業の見直しについては、今後、より一層、町が実施する事業や業務の取捨選択が重要になってくると考えますので、今まで以上に意を用いていかなければならないというふうに考えております。

次に、御質問の2点目、時間外勤務の実態と対策についてであります。時間外勤務の時間数については、南三陸病院の医療職を含めて、時間外勤務の実績があった職員1人当たり月平均で、令和3年度が13.3時間、令和4年度が11.3時間で、今年度は10月までで13.4時間となっております。年度や、あるいは部署によって偏りがある現状となっております。

部署による偏りについては、職員の配置によって、一定程度の平準化をすることは可能と考えておりますので、時間外勤務の実績等からも、配置の見直しを行ってまいりたいと考えております。また1点目でお答えしました事業等の取捨選択によって、時間外勤務を縮減することも可能な部分もあるというふうに思っております。

時間外勤務は、財政的な負担だけではなくて、職員の健康を害するものと考えておりますので、職員全員が健康な状態で職務に当たることができるよう、時間外勤務の縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、御質問の3点目ではありますが、行政管理課の今後につきましては、現在、財政監査に

おける指摘事項などの処理、訴訟、和解など、事務処理に加え、行政事務の合理化、効率化に関する事務を行っております。働きやすい職場環境づくりの整備、事務の効率化に一定のめどが立ちましたら、所期の目的を達成したことになりますので、廃止する方向で考えております。

次に、御質問の4点目、副町長を2人置く考えはについてであります。東日本大震災からの復旧復興事業が数多くあったため、2人目の副町長について検討したこともありましたが、現時点においては、1人体制で十分であると考えております。

次に、御質問の5点目、監査委員には専門家を配置すべきについてであります。監査委員については、地方自治法第196条において、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされており、合併前には、病院組合において専門家の方を配置した経緯もございますので、今後必要に応じ検討してまいりたいと思います。

最後に、御質問の6点目、若手職員の育成についてであります。少子化の影響等によりまして、職員採用試験時において新卒や若い方からの応募が少ない状況が続いております。議員御指摘のとおり、将来の行政運営を見据えたときに、若手職員の力がより一層重要になってきていることは承知をいたしております。

このような状況の中で、若手職員育成としては多くの経験を積んでもらい、考え方の幅、視野を広げる機会を提供すること、そして、若手職員が積極的に意見を出し合える環境の整備が重要であると思っております。宮城県自治振興センターをはじめ、県内外で行われる多くの研修セミナー等を今後も積極的に活用して、可能な限り若手職員に受講の機会を提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） おおむね、私が考えているといいますか、皆さんと一緒に仕事をする機会も多くありますけれども、そこで感じている懸念材料といいますか、課題感というのは似ているかなというふうに思いました。

一つずつお伺いしていきたいというふうに思いますが、課題は何ですかと率直に聞きましたら、人、マンパワー不足だよと、人手が足りないんだということをおっしゃっていただきました。足りないということは、仕事量があつて、それに十分に対応できる人員が少ないということは、人を増やすか、事業を、やらなきゃいけない仕事も減らすか、分かりやすく言え

ば、そのどっちかなのかなというふうに思います。

ただ、やっぱり人手が足りないという状況が続けば続くほど、一人一人の労働強度が上がっていくわけですから、もっと大変になる。そうしたら、もう精神的にもつらいでしょうし、肉体的にも負担が大きくなる、ますますいい仕事が出来なくなる、よりいい仕事がどんどんたまっていく、後倒しになるという悪循環、負のスパイラルが、いつまでたっても解消出来ないという状況になっていくのかなというふうに思います。

だから組織としてどうやって対応していくかってことになる、方法論をどうするかということで、例えば、横文字よく分からないんですけども、DXというんですか、デジタルトランス、何でデジタルトランスフォーメーションがDとXなのか、私よく分かっていないんですけども、とか、AIを使ってとか、何かそういうので仕事を軽減していくんだみたいな話もありますけれども、うまく使えるのかとかいうか、組織の改編とかで人員配置をうまく考えるということで対応する、もう限界を迎えているんじゃないかなと私は思うんですけども、迎えてませんか。大丈夫ですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2つしかないんです。現行の中で適正な勤務体制ということになれば、1つには、先ほどお話ししましたように、まず職員の不足分を補充するということ。それから、もう一つは、仕事の仕分をしっかりとすることだと、これ2つに尽きるんだと思います。

ただ、職員を確保するということについてなんですが、ちょっと一言言わせてもらいますが、共通一次試験で我々ずっとやってまいりました。宮城県内の自治体全て共通で1次試験を受けて、その中で、1次試験合格者が、2次試験に臨めると、いわゆる面接と作文試験ということになります。これですね、共通一次でやると重複するんです。例えば、南三陸町を応募しますが、気仙沼も受けてます、登米市も受けてます、石巻も受けてますという方。これ面接すると、私の第1志望は南三陸ですと言うんですよ。100%。いざ両方取れると、自分の生まれ育ったほうに行くということになりますと、必然的にいつまでたっても、人が充足できないという現状がありましたので、今回、改めてそういった、ほかと別に、町独自で採用試験を行いまして、今度、土曜日か日曜日かな、17日が、12名の方が1次試験合格しましたので、面接に入ることになります。

ですから、これまでと同じような統一試験だけでは、なかなか採用、確保できるということが難しい。とりわけ、技術職の方々です、建設、それから土木、それから保健士とか、そう

いった専門的な資格を持っている方々の採用というのは、非常に共通一次では難しいということがございますので、そういった独自の採用の方法の仕方ということも、採用していかないと、なかなか人を集めるといいますか、採用ができないという現実があるということも事実です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 課題として、その解決のためには人を増やす、そして仕事を減らしていくというふうな御意見ございました。

最近の傾向なんですけれども、特に20代の若い職員が、定年前に職を離れるというふうな傾向が多くあるというふうなところでございます。町としては、現在全課ヒアリングを行って、適正な配置人数というふうな部分の人数を探っている状況でございます。

現状、各課ぎりぎりの人数でやっているというふうな状況の中で、先ほど議員からお話あったように、誰か一人病気等で休職すると、そのしわ寄せが、健康な職員にしわ寄せが行くと、そうすると、当然ながら残業が増えるというふうなこと、そして経費も増えますけれども、現場が疲弊するということになる、事務的なミス温床にもなるというふうな、今お話しされた負のスパイラルというふうなことが、現実起こりかねない状況でございますので、そこは、人も増やすと同時に仕事等も減らしていくような仕組み、形を、仕事減らすのはなかなか難しいところあるんですけれども、そこは行政改革というふうな名の下にやっていかなければならないのかなというふうなところでございます。

自治体DX等のお話もございましたが、正直、それを推進して引っ張っていく専門的な職員というふうな部分の人材も、なかなか難しいというふうな状況もございます。そこは、様々な機会、研修等も含めて、人事採用も含めた中で、今後検討していきたいというふうな考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 課題については、一度6点目まで行った後に、最後にもう一個だけお伝えしようかなと思います。非常に苦しい状況だということ率直におっしゃっていただきました。

我々町民側は、行政職員の皆さんと相対すると、自分のことを面倒見てくれというつもりでやっぱり役場に来ますから、十分に期待に応えられないような場面があると、なんだよみたいなこともあるかもしれませんが、皆さん一生懸命やってるんだということは、近くにいて知っているつもりでもありますので、間に立てることがあれば、その橋渡しをしていきたい

など個人的にも今すごく思いました。

2点目、要は人が足りないと労働時間でカバーするしかなくなりますから、一人一人が働く時間がどんどん長くなっていく。役場に夜来ても明かりがついていて、まだ頑張っているなど。たまに何か仕事でメールをすると、とんでもない時間にメール返ってきたりとかして、まだ働いているのかみたいなこともあったりして。端的に、先ほど、1人当たり1か月で13.3時間とか、令和5年度だと13.4時間とかでしたか、そういうデータをいただきました。

ほかに、分かりやすいデータってありますか。例えば、時間外手当の金額とか、時間数とか、例えば令和4年度だったら1年間でこのぐらいになりましたとか、あまり総額で聞いても意味ないのかもしれませんが、分かりやすい数字があれば、ぜひ知りたいと思うんですけども、先ほどのデータ以外に何かあれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 時間外の分かりやすい数値というふうなことでございます。

先ほどお話、町長が答弁いたしました13.4とか13.3という数字に関しましては、その年残業を行った全体で割り戻していますので、かなり薄まった数字でございます。例えば、総務企画、保健福祉に限って割り戻すと、実は、月30時間とか30時間以上働いているというふうな数字になるものでございます。

全体の数字、お話ししますと、例えば令和4年度は3万8,543時間、283人というふうな、ちょっとぴんとこない数字なので、ちょっと、なかなか。それを割り戻すと、先ほどお話しした11.3というふうな数字になるんですけども、一番分かりやすいのが残業手当の数字だと思うんですけども、令和4年度で9,000万円ほど、今年度は1億円を超える予定というふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ありがとうございます。

実態がそうですので、あしたから残業ゼロにしますとかいうわけにいかないでしょうから。それで困っちゃうのは町民のほうだと思いますので、なかなかこれも一朝一夕に解決策が見いだせない部分であると思いますが、一個だけ確認させていただきたいのは、数字に出てきちゃうと困るから、数字には出さないけど残業してますよっていう人はいないよねということとはちょっと確認しておきたいんですけども。

何か聞いちゃまずいかな、聞いておきたいと思うんですけども、お答えできる範囲で願

いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） いわゆる、サービス残業というふうな部分でしょうか。いないものというふうに、考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 3点目に移りますけれども、行政管理課、一定程度不祥事といいますかいろいろな事務処理上の問題があつて、襟を正すという意味で設置されたものかなというふうにも感じております。

先ほどの答弁で訴訟等の対応というのは、また違う課で対応することになっていくのかなと思います。今、行政管理課を新設して与えられている命題といいますか、それは一定のめどが立ったら自然となくなっていくということのようでありました。先の話ですから、具体的にいつですかと聞いても答えられないと思いますので、答えられます。ないね。聞かないでおきます。

4点目ですね、ぜひ、4点目と5点目に関しては、前もってお断りしておきますけれども、今、現任の方の仕事ぶりに不満があるとか、そういう話ではないです。一般論としてです。

例えば、市とかになると事務担当と政策担当みたいな、副市長みたいな方が2人いる。片方は、日常的な業務のまとめ役としておもしろとしていただいで、何か町や市として、自治体として、特色ある取組をしようみたいなときに起用されるというような意味合いが強いのかなと思うんですけれども、1件目の一般質問で総合計画、第3次前倒ししますと、復興の一定程度めどがつかしましたんでここからまた新しい段階ですよという場合には、そういった分かりやすい人事があると、町が新しいこういうことに取り組んでいるのかということがより分かりやすいのかなと、先鋭的に見えやすいのかなと思ひまして、提案といいますか、一つ質問として盛り込ませていただきました。

先ほどの御回答ですと、今1人で十分ですと、しっかり仕事をしていただいでいるということですので、そこは安心して、これからも頑張りたいなというふうに思ひますし、一個だけ確認したいのは現状の条例であるとか、そういう規則等を変えなくても、2人以上置くことというのは可能なんでしょうか。そこだけ確認したいんですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 現状の条例では、副町長は1名というふうに規定されているというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 何か必要があって2人置く、2人目置くよとなったら条例を改正する
手続がまずあるということですね。分かりました。

5点目です。

これは、どこまで言っているのかというのはちょっと正直あるんですけども、指摘をする
仕事だと思うんですね。質問をする、分からないから調べてもらうというよりは、自分の持
ってる知見からいったら、この会計処理の在り方はちょっと違うんじゃないのかと、要する
に突っ込みを入れるのが監査の方々のお仕事かなと思うので、やはりそれに明るい方がつく
というのが自然だろうというふうに思いますし、効果が高いだろうというふうに思います。

先ほどのお話ですと、法令で、法律でこういう人を任命すると、議会からも1人入れるとい
うふうに決まっているということのようですので、専門家を配置すべきではという私の質問
の意図としては、議会選出の監査委員で、そうじゃない方が、監査委員の仕事についてもい
いのはと、むしろそのほうがしっかり監査していただけるのではないかという思いがあっ
たもので、質問させていただきました。

それについてどう思うかって所感を求めるのはちょっと違うと思うんですが、可能なかど
うか。それから、そのほうが効率が上がると私は思うんですけども、そうではないでしょ
うかということを知りたいんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議員でなくても可能だというふうに思います。

私個人的にですが、思っているのは、議員選出の監査委員さんというのは、基本的には決算
議会等を含めて発言の制約がどうしても出てまいります。したがって議員活動と、それから
監査委員としての活動というものが、どうもちょっとうまくいかない部分が出てくるのかな
という感じは、私も議員の経験者なのでそういうふうに感じている部分はございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 今町長がおっしゃったこと、2回目といいますか、今から言おうかな
と思っていたんですが、議会議員として本分こっちだと思うんですよ。町民の方の声、地域
ならでの、南三陸町だからこそその課題問題を予算とか決算に反映する。そのために質問す
る、質疑をするということだと思いますので、ほかに、別な仕事しちゃってるがゆえに、あ
なたは余計なこと言わないでみたいと言われちゃうというのは、かわいそうだなと単純に思
うんですね。ですので聞いてみたというところもあります。

方法論的には、どういう、今後、手続が必要なのかというのは私も調べてみたい、監査の事務局とも相談してみたいと思いますけれども、町長の所見は分かりました。技術的に今はどういう状況なのか、法律には何て書いてあるのかだけ確認したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 議員につきましては、議員のうちからこれを選任するということと、ただし、議会、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるというふうな規定がございます。選任しないことができるというふうなことでございますので、議員御指摘の部分に関しましては、そのとおりなんだろうなというふうには思いますけれども、ただ、現状では、特にその専門的なものを監査するというふうな事例というのはございませんし、その件につきまして、監査委員事務局ともこのような方向でというふうな話し合いは現状していないというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、6点目です。

先ほど1点目を聞いたときに、離職される方も多んだというようなお話がちらっとあったかなというふうに思います。私はまだ、まだというか、もうといたしますか、44なんですけれども、若手と言われる職員の方だと、もっと年下なのかなというふうに思います。

これまでの、我々が教わってきたような時代のといいますか、それこそ昭和、平成のときの人材育成のノウハウみたいなものは、令和の時代はだんだん通じなくなっていくこともあるのかなというふうに思います。と思いますが、やっぱり人間として皆さんとお付き合いして、別に職員の方だけじゃなくて町民の皆さんともお話ししていく中で、この先輩格好いいとか、この人についていきたいみたいな人っていっぱいいると思うんですよ。組織としてどうこうということももちろん大切なんですけど、やっぱり仕事に対してとか、何か打ち込む、農業でも漁業でもいいと思うんです、伝統芸能とかでもいいと思うんです。格好いい背中を見せることで、やっぱりそのあとに続く人というのはしっかりついてくるんじゃないかなと思います。

時代に即した人材育成の方法と今言いましたが、あまりそこにおもねったやり方をやり過ぎるのも、また違うのかなというふうに思っていますので、何かと気を使うこと多いと思うんですけれども、まず自分に自信を持つということが、人材育成の中で実は一番大事なんじゃないかなと思うので、その辺りちょっと感情論、精神論みたいな部分になってきてしまっ

る部分もありますけれども、ぜひ、頭に置いておいていただければ幸いだなというふうに思うんですけれども、若手との接し方はどのようにお感じでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 率直に、年取った人間としてお話し差し上げますと、やっぱり時代とともに考え方が変わってきているっていうのは否めないというふうに思います。それぞれの世界間っていうのが違うんですね。ある意味、就職したのは役場という組織ということではなくて、役場の位置、自分のやりたい部署というところに就職をしたということの思いの方の中、中にいらっしやいまして、自分の思いの場所でないのでやめたいというか。

基本、これうちの町だけではなくて、国の省庁もそうですし、県庁もそうです。それから、県内の市町村も、私も首長さんたちといろいろ意見交換をさせていただきますが、30前ではっと見切りをつけてやめていくという子供たちが非常に多くて、その関係で、どうしても常に職員の不足感というのをずっと抱えているということが結構多いものですから、ここはこの役場、どこの市役所ということではなくて、全体的なそういった方々の考え方といえますか、世界観というのが違って、我々とはまた違う部分があるのかなというふうに感じております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） これで最後にしたいというふうに思っているんですが、1件目、1点目と6点目でお話しさせていただいたことにつながると思うんですが、私から、現状の職員の皆さんの課題を、こういうふうになれば解決できますよという、特効薬みたいなことを提示することはできないと思います。ただ、自分の少ない経験の中でぜひお伝えしたいなど、議事録に載っておきたいと思うのは、皆さんお休みの日あると思うんですよ。家にいて、ゆっくり寝ていたいほど疲れ切っている、残業で、3万8,543時間残業していれば、それぐらい疲れているという実情も分かるんですけれども、イベントとか、南三陸町、イベント物すごい多いですから、何でこんなイベントするんだというぐらい、毎週毎週何かかにかどこかで何かやっています。

地域行事、草刈りでも何でもいいんですけれども、そういうものに参加して、町民の皆さんの笑顔とか元気な姿にぜひ触れてほしいなと思います。皆さんが机に向かってパソコンを叩いて苦情の電話を処理しながら頑張っている仕事の成果、尊い成果がそこに必ずあるので、理想論かもしれませんが、私は少なくともそこに行って元気をもらって、議員もうちよつと頑張ろうというふうにいつも思っています。

ですから、お休みの日、おうちにいたい気持ちも分かりますけれども、ぜひ隣近所の人と挨拶を交わす、酒飲みに行くのも何でもいいと思うんですが、そういう関係をぜひつくっていただきたいなと思います。やりがいを、苛酷な現状が今あるんだったら、そこに打ち勝つガソリンを、地域の方から注入していただければなというふうに切に思うんですけれども、そういうことお伝えして、私からの質問は終わりにしますけれども、町長何かあればお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々が公務員として何をなすべきために、公務員になっているのかいうと、やっぱりこれは地域の皆さんの福祉の向上のためということは、今後、定番のように出てくるんですが、それだけで勤務をしていると、やっぱりどうしてもどこかで糸も切れる部分もどうしても出てまいります。ですから、この役場職員としての仕事という、そういうステージだけじゃなくて、違うステージも、やっぱり経験をするということは非常に大事なんだろうというふうに思います。

それこそ、温泉行ったりドライブ行ったり、そういった様々なことを経験をするということも、自分にとってのご褒美だという思いの中で、少し気持ちとしてゆとりを持てるような考え方を持っていただければなというふうに思っております。

その中の一つに、今言ったように、地域イベントの中に行って顔出せば、地域の皆さんが元気で頑張っているという姿を見ると、我々が役場で一生懸命仕事してるのが、こういった地域の皆さんが笑顔でいろんなイベントで楽しんでもらってるんだなと、その一助になっているというふうな思いを持ってもらえれば、なお、いいのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で、6番後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

通告3番佐藤雄一君、質問件名、1、入谷指定避難所への道路整備の考えは。2、橋梁の架け替えの計画は、以上2件について、佐藤雄一君の登壇発言を許します。5番佐藤雄一君。

〔5番 佐藤雄一君 登壇〕

○5番（佐藤雄一君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をいたします。

1件目の件名は、入谷指定避難所への道路の整備の考えは。質問相手は町長です。

内容は、入谷には町で指定している避難所が2か所あります。本年も、小学校において、震災時における児童、保護者、生徒の間で、先生との間で、子供たちの引渡しの訓練が行われたそうです。学校では、事前に保護者との打合せがありましたものですから、道路を一方通行にして順調に実施されたようです。これが、もし夜に災害が起きた場合のことを考えると恐怖さえ感じる。これらを解消するために、次の点を伺う。

1点目、周辺道路の雨水対策と道路の拡張工事の計画は。

2点目、避難道路に外灯設置の考えは。

3点目、公民館下の駐車場の雨水対策はの以上3点を伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは佐藤雄一議員の1件目の御質問です。

入谷指定避難所への道路整備の考えということについてお答えをさせていただきますが、初めに、御質問の1点目、周辺道路の雨水対策と道路の拡張工事の計画についてであります。入谷地区には、入谷小学校体育館と入谷公民館の2か所の指定避難所がございます。当該避難所に通じる道路としては、町道入谷中学校線と入谷小学校線の2路線が該当しますが、このうち入谷中学校線については、過年度に入谷公民館へのスムーズな進入を目的とした拡幅等の改良工事を実施しました。

また、入谷小学校線についても、地区からの整備要望を踏まえ、小学校南側の一部区間において、現在、測量設計業務を実施中であります。完了後、各地権者との用地協議を経て、来年度以降、拡幅等の改良工事に着手をする予定としております。

なお、雨水対策につきましては、降雨時の円滑な排水が確保できるように、引き続き現状の道路排水施設等の適正な維持管理を行ってまいりたいと思っております。

次に、御質問の2点目、外灯設置の考えについてであります。町は、犯罪の防止と通行の安全を図るために、防犯灯を道路の安全かつ円滑な交通を確保するために、街路灯及び道路照明灯を設置をいたしております。

防犯灯については、夜間における町民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るために、街路灯及び道路照明灯の設置範囲外において、外ですね、不特定多数の往来のある公共性の高い道

路では、地域の要望に応じて町が設置をしているものであります。また、街路灯及び道路照明灯については、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、町道における交通量や横断歩道の有無、道路の形状などにより判断し、設置をしているものであります。

今後におきましても、地域の実情や要望に応じた照明灯設備の設置、維持管理に努めてまいりたいと思います。

最後に、御質問の3点目、公民館下の駐車場の雨水対策についてであります。今年度予算において、旧入谷中学校敷地雨水排水対策工事の実施を予定をしているところであります。

工事着手については、現在、消防団、多分御承知だと思いますが、消防団中の町班の屯所整備工事を同敷地で行っている関係から、現場における工事施工が重ならないように調整をしているところであります。令和6年1月上旬と予定する、同工事の完了後に速やかに着手をするというふうな予定で進めております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） ただいま説明をいただきました。

童子下からの避難の方々が、今現在、先日の訓練においても、小学校でなくて入谷公民館のほうに避難をされているということでもありますので、小学校の東側、また、南側、校庭の前ですね、あの辺の道路の件で今回質問をさせていただきました。

東側道路なんですけれども、ちょっと入り口がカーブで狭いような感じをしております。南側の道路も同じなんです、入り口が大体3メートルぐらいしかないのかなと思っておりました。

そこで、その辺の改善はどのようにされていくのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） お答えをいたします。

小学校の南方側につきましては、ひがし幼稚園ですか、下から一部ちょっと狭くなっている部分がございますし、そちらのほうの地区からの要望もございまして、現在測量設計をしております。それで、測量設計終了後、先ほどの町長答弁にもありましたように、用地協議、用地取得をしまして、来年度以降、拡幅する計画となっております。

東側というのは、ひがし幼稚園から、童子下、北側に抜ける道路のことをおっしゃっているのかなというふうに理解をいたしますが、そちらのほうにつきましては、現段階では、改良等の予定はございません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 今回測量した南側の道路なんですけど、以前冬季の間、通学バスが下のがけに落ちそうになったというような感じで、多分あそこをガードレール設置したのかなと思っております。

これからが下り坂、凍結した場合に、あそこは本当に危ない道路なのかなと。狭いしカーブだしということで、先ほど町長の説明がございましたが測量が始まったんですか。終わったんですか。まだ、今やってるの。形状はどのような形に今回変わっていくのかなと、お願いします。説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回、小学校の南側の拡幅につきましては、今の現段階で測量をしっかり終わりませんと正確な数字は出ませんが、現段階の予定では、延長約160メートル、幅員を5メートルというふうな形で計画をしております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） そうすると、今中断されている道路の幅と同じくらいになるのかなと思ったんですけども、地権者の方は、当時、家囲いを切って協力する体制ではいたんですけども震災でストップしてしまったと、そういう経緯を聞いたことあるんですけども。もう十何年もたって準備していたのになかなか進まないなっていうような感じでいたようですが、安全な、あそこは通学路ではないそうなんですけれども、避難所になっているということで、学校のほうではそう言っているようです。

通学路は、今度新しくできた、さっき町長言われましたように、公民館下の道路を使っているというような形なので、通学路もそうですが、避難所として混み合いのないような道路を早くつくっていただきたいと思っているんですけど、さっき町長のお話だと、来年度以降というような話なんですけれども、来年度中という話はいただけないんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 予算のほうは当初でずっと設計費取ってございましたが、大変申し訳ございませんが、7月豪雨の関係で災害復旧のほうに一時ちょっと職員が集中して手を取られてしまったということで、若干ちょっと設計のほうの発注がちょっと遅れてしまいまして、つい先月ですか、ちょうど発注したというところがございますので、その辺はちょっと自然現象ということでございますので、御理解をいただきたいと。

その上で次年度以降というようなお話をさせていただいている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） それから、校庭の南側の道路なんですけど、あの辺もちょっと水はけが大分悪いようで、側溝の流れがいまいちかなと。それで、それがあふれて、道路からがけのほうに流れて。そしてガードレールの足元、それから道路のアスファルトの間に亀裂ができていたのを、現場確認ということで写真に撮って当課にお願いしたこともあったんですが、その後、どのような対応をされておりましたか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 側溝等につきましては、やはり大変恐縮でございますが、全ての雨に対応できる側溝というわけにはまいりませんので、やはり一定程度降雨量が多いと、場所によってはどうしてもあふれてしまうというような状況がございます。

それと、先ほどコンクリートにひびが入ってるというようなお話をいただいているということですが、職員のほうは現地のほう確認しておりますので、そちらのほうにつきましても、今回の工事と一緒に必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） それでは、やっていただけるということなので安心して1件目を終わりたいと思います。1点目を終わりたいと思います。

2点目についてですが、外灯設置の考えはということで、外灯は、災害はいつ起こるか分かりません。夜昼関係なく起きることもあると覚悟しておりますので、夜起きた場合の避難所へ向かう通路に対して、外灯設置、さっきは防犯灯とかそういう町長言われましたけれども、今回のこの外灯設置は、今度新しく道路、つくっていただいた道路に対して、公民館入り口の看板にまで到達しないと明かりが見えないと。その途中、坂道ですね。全然ないものから、毎日真っ暗な夜をずっと見ているわけなんですけれども、その辺、何か気づいていたのかなと思って今聞くわけです。

災害時は、基本的に徒歩が基本だというようなことを言われますけども、結構車も通るし人も通るということで、足元がきちんと見えるような形の外灯を設置していただけないものかなと。そういうことを地区民に言われましたので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 避難所まで向かう部分の道路等を照らす照明というふうなことで質問を承ります。

当然ながら不特定多数の往来のある公共性の高い道路という部分では、地域の要望に応じて、町が設置するというふうな部分は、先ほど防犯灯というふうなところの中でお話をさせてい

ただいたところもございますので、そこはちょっと現場も見て、地域の要望、交通量というふうなところも勘察しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 町長には、以前、PTAの関係者と幼稚園の関係者と、そして地元の有志の皆さんがお会いしてお話をされたというようなことも聞いております、この点について。それで、町長はいい返事をしたから期待するというようなことなので、町長どのようなお話をされたのか、もし差し支えなければ。三、四年前かなと思うんだけど、それは聞いてこなかったけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 早速、三、四年前の記憶を呼び起こしながら、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 様々ないいお話が伺えたので、1件目の質問を終えたいと思います。

2件、もう一つありましたね、公民館下、3点目の、公民館下の駐車場の雨水対策ということで伺いますけれども、先ほども、町長の答弁があったように、以前の19号台風ですか、それから7月の豪雨において、前面に雨水がたまってすごかったみたいでした。

それが石段のほうに全てが流れるような形で、側溝があったんですが、側溝の働きがしていなかったみたいなので、さっき町長の答弁にありましたように、今工事やっているから、それが終わったらば検討するというような形で答弁いただきました。

とにかく、今の時期あんまり降らないと思いますが、本当に見事な滝のようでした。あれで済むんならいいけれども、あと土手が崩れると、またこれ大変だと思いますので、ぜひその辺も一応御検討いただきたいと思ひまして、お話だけをして、1点目を終わりたいと思います。

それでは、2点目ですが、2点目、2件目ですね。

2点目の質問件名は、橋梁の架け替えの計画はないかということでお聞きしたいと思います。相手は町長です。

質問の内容は、小森熊田橋について、以前、町の調査において、経年劣化が激しいという橋の1つと言われておりました。日常、朝夕において、交互通行により、橋の通行に支障を少なくともきたしていたというような、混雑の橋でございます。国道でもしばしば数台の車がつながるようなときも、幾度も見てきましたが、とにかくこの橋をスムーズに通行できるよ

うな計画が必要と思うが、町の考えを伺いたいと思います。

1 点目、今の橋があるうちに架け替えの考えはないか。

2 点目、付近の被災護岸と道路復旧の遅れている要因は何なのか。

3 点目、河川の支障木の伐採の計画はできないのか、その 3 点をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2 件目の御質問です。

橋梁の架け替えの計画についてお答えをいたしますが、初めに、御質問の 1 点目です。

架け替え計画についてであります。現在、町道にかかる橋長、橋の長さですね、2メートル以上の橋については、南三陸町橋梁の長寿命化修繕計画に基づきまして、5年に1度の頻度で点検を行って、劣化や損傷が進んだ橋梁については、早期のうちに補修を行う計画としております。

熊田橋につきましては、令和元年度に実施した点検により、支承、支えるんですね、一部で早期措置が必要との判定結果になったことから、令和4年度に補修の詳細設計を行っておりまして、来年度に補修工事の実施を予定して、道路メンテナンス事業の補助金を要望をしているところであります。

そのほかの既存橋梁につきましても、基本的には、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、引き続き、点検、早期補修のサイクルを回すことで、今ある施設の長寿命化を図り、管理コストを低減していく計画であります。

なお、熊田橋を擁する町道横断1号線は、現在、上流側の1期区間を工事中ですが、下流側の2期区間についても、引き続き事業化に向けて今年度に予備設計業務を発注をしております。八幡側及び国道398号を管理する宮城県との協議調整を行いながら、計画を進めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目、付近の被災護岸と道路復旧の遅れている要因についてであります。熊田橋付近の復旧箇所は、八幡川を管理する宮城県との協議によりまして、非出水期、水が出ない時期ですね、水が出ない時期である11月以降に工事を行うことで、河川占用等の許可を得ているところであります。当該箇所の工事については、工事受注者も既に決定をしておりますので、今後、工事に本格着手する予定としております。

最後に、御質問3点目の河川の支障木の伐採の計画についてであります。国において創設をされました緊急浚渫推進事業債を活用いたしまして、令和5年度には、桜葉川、松坂川、門前側の3河川において、堆積土砂のしゅんせつを実施したほか、流下阻害となり得る河川

内の支障木の伐採も実施をいたしました。

今年度も、引き続き、八幡川、新井田川、田の浦川の3河川について、堆積土砂のしゅんせつ及び支障木の伐採を実施する計画ということにしております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） これ以上の大きな豪雨が来た場合ですね、熊田橋が破損した場合、通行できなくなった場合に、橋向かいの人々が、集落、人々が孤立するのではないかと、あの橋が使えなくなると孤立して大変になるんじゃないかなと思っております。

そのために、何回も修繕するよりは、新しく強い橋をつくったほうがいいのかと思って提案させていただきましたが、残念ながらその補修、補修って、補修をして長持ちさせるというような答弁をいただきました。

災害は、本当にいつ起こるか分かりませんし、あの橋は重要な橋だと私は認識しているんですが、町長その辺、町長も多分同じだと思うんですけども、町長あそこめったに通らない橋だと思いますけれども、そうでもないですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、佐藤議員、大切な問題がありまして、熊田橋を、あそこを架け替えをすると、あの同じ場所には架け替えができないんです。要するに、横断1号線に行く道路と、それから、国道398号線、これをある意味、かさ上げをするという大変大きな工事になってきて、あの熊田橋を撤去して新しい上流部に架けないと許可をもらえない。多分もらえないというか、多分そうなの。というのは何かというと、今の熊田橋は、流下阻害、いわゆる大雨が降るとあそこの橋に流木が絡まって、あの橋で非常に水があふれ出るということになっておりますので、そういった橋を架け替えるということになりますと、熊田橋は当然のこと撤去の方向にならざるを得ないというふうに思います。

ですが、小森のあの地域に住んでる方々の、いろいろ御意見を伺ってまいりましたが、基本熊田橋はぜひ残していただきたいと、いわゆる交通の便上、あそこの場所にあったほうが、我々としては移動しやすいということですので、あの熊田橋は残していただきたいという要望もございますので、そこは非常に悩ましいです。例えば熊田橋を、さっき言ったように架け替えるということになった際には、相当の事業費がかかりますので、これ非常に困難だというふうに思っております。

ですから先ほど言いましたように、橋梁の長寿命化の調査の中で、今、この熊田橋がどの辺を補修をすれば長寿命化できるかということでの工事を進めるということは、実はそういう

裏の事情があって、そういうお話をさせていただいてるということでもあります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 町長はそうお話をされたんですが、反論するわけじゃないんですけども、本当に今真ん中の橋脚の長さ、今の待避所の辺りまで多分行けば、川幅がいいのかなと私なりに思ったんですが、地元の方がいいっていうのであればそれはあれなんですけれども、要らない心配だと思いますけれども、強靱化にできるように直していただきたい反面、そういう方もいることを頭に置いていただきたいなと思います。

それから、道路のガードレールより30センチぐらい欄干が低いんですね。今まであそこから転落事故があったって幸いなかったからよかったんですが、あれが事故になった場合、町の責任も多分出てくるのかなと思うんで、50センチぐらいということは膝頭ぐらいまでしかないんで、ちょっとバランスを崩すと、もしかすると川に落っこちちゃうと。手すりか何か設置しなくちゃならないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどちょっと町長の答弁の補足を若干させていただきますと、現況位置に架けようとした場合に、県のほうで河川の計画断面というものを持ってございまして、恐らく志津川インターのジャンクションに架かっている橋ございまして、あれまで上げなくていいにしても、あれに近いぐらい上げないと、そもそもちょっと計画断面が取れないと。今現段階で両サイド、町道398号線に挟まれておりまして、現段階でも、ちょっと計画断面が取れていないという状況がございまして、架け替えという話になりますと、その計画断面をクリアした上部に橋の下側が来るような高さに架けなきゃいけないということで、398号線、あとは県の河川のほうと協議が必要ということで、なかなか架け替えというのは、現位置での架け替えというのは困難ということでございます。

あと、2点目の欄干の件につきましては、再度ちょっと現地のほうで調査をいたしまして、対応策等のできるかできないかも含めて、ちょっと検討させていただければと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 2点目は先ほどの町長の返事で、答弁で分かりました。

3点目に行きたいと思います。

今現在、河川に、あの辺に相当の本数のケヤキがあるわけなんですけど、これ切らないということは個人の持ち物なのかなと自分なりに考えたんですが、先ほど答弁いただいたので、河

川の中の支障木だということでした。あれがあると、どうしてもせつかく道路の護岸を直しても、またあそこに水が当たって、せつかく修繕した道路がまた破壊されるようなことになるのかなと思われまます。

できれば、個人の所有でなければ、早めに切っていただいて、できるだけあそこをストレートに、あそこをストレートに行けば何ぼか通りやすくなるのかなと思っております。途中で1回止まって、通り抜けてまた対向車が来ればまた止まると、あそこで2回止まるような形になるので、その辺も急いでというか、整備していただくと、これまた、毎日通行する人が楽なのかなと思っておりますが、その辺もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目の、付近の被災護岸の道路復旧という件についての御質問ということではよろしかったでしょうか。

○5番（佐藤雄一君） 今、2点目は、町長にお話を、答弁いただいたから理解しましたんで。

○建設課長（及川幸弘君） 河川の支障木ということではございますと（「3点目」の声あり）、道路自体にはちょっと影響しないもの、河川の中にあつて流下阻害するものというちょっと認識をちょっとしておったんですが、そうではないということでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 河川なんですか、道路、路肩ですか。

○5番（佐藤雄一君） 河川、熊田橋から100メートルか150メートルぐらい上ったほうの道路ふちにある、あの辺あれしかないと思うんです。ケヤキの木、五、六本あるのかなと思うんです。あれが、道路のほうに、あそこがケヤキの木が立っているもので、道路が大水のと看削られて、あのようになって、一か所は護岸工事したようですけども、手前にまだ残っておりますね。崩れたところ、道路が。その辺があるので、大雨来たらばまた崩れると思うんですが、その辺切るような考えはないのかとか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございます。ちょっと私の理解が足りなければ、御勘弁をいただきたいと思うんですが、道路の通行に支障があつて河川で大水が出たときに、護岸が崩されると、ちょっと関係性がちょっといまいち理解できないところではございますが、いずれその場所につきましては熊田橋から高橋板金さんに行く途中の河川側の木という認識でよろしいかと思うんですが、あそこは町道もしくは県の河川敷ということになりますので、そういった支障となるものということであれば、木の伐採は可能ではございます。

ただ、木の伐採はできますが、木の伐採したことによって根本ですね、根元がちょっとどこ

までいっているか、河川のほうから入ってるということになりますと、ある意味河川護岸をその根っこで保持してるというような状況も考えられますので、その辺は現地を再度ちょっと詳細に確認の上、対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 熊田橋で交互通行になって、またその場所に行って交互通行になってそれ過ぎると、またすぐ交互通行と、3か所支障の通行があるわけなんで、その辺、町のほうで考えていただければと思います。あとはございません。

2件目終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で5番佐藤雄一君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時08分 延会